

点検評価ポートフォリオ 会津大学

2024年5月

はじめに

会津大学は 1993 年に日本初のコンピュータ理工学を専門とする大学として設立され、開学以来、社会のニーズの変化に応じて、教育・研究内容を大きく進化させてきた。コンピュータのハードウェアやソフトウェアに関する技術から始まり、現在では、情報通信技術 (ICT) の基盤教育の上に、AI、ビッグデータ、IoT、半導体集積回路、医療工学、ロボット、宇宙関連技術などの応用分野での教育・研究に取り組んでいる。

学部では、一学年約 240 名が ICT 基盤技術を履修しており、国内の情報系学部で最大級である。卒業時には、ICT 基盤技術に加えてそれぞれの専門分野を修めており、昨今の ICT 技術者不足の状況に対して、本学は非常に大きな力となっていると考える。

このような教育・研究状況や卒業生の活躍から、近年、国内外の大学ランキングで高い評価を受けており、特に、国際性に関する評価は、国内でもトップレベルとなっている。開学以来、多くの外国人教員が在籍していることから、学内の公用語は、日本語と英語であり、公式文書は日英併記、公式会議では同時通訳を実施するなどの体制を早い時期から確立している。学生も卒業論文は英語で執筆・発表を行い、大学院の授業は、ほぼ 100%英語で行われている。このようなバイリンガル・システムは、国内の理工系大学では稀に見る存在となっている。

また、外国人教員の率が高いことは、研究面での国際性の向上において非常に大きく貢献している。本学の外国人教員の多くは、母国を始め、世界中に研究仲間がおり、日常的に国際的な共同研究を行っている。このことで、国際共

著論文の数は、国内でも際立って多くなっており、今後もこれらの特徴を活かして、国内外に開かれた大学を目指していきたいと考えている。

本学では 2024 年度から第 4 期中期計画期間が始まったが、第 4 期中期計画では、第 3 期中期計画期間における教育研究、東日本大震災からの復興、地方創生への取組みに加え、近年の社会情勢の変化等に対応するための新たな目標を設定したところである。

また、教育における内部質保証の取組みを推進するため、2023 年度に評価室の下部組織として教育内部質保証ワーキンググループを設置、2024 年 4 月には「会津大学における教育の内部質保証に関する方針」を策定・公表し、PDCA サイクルによる教育の質の改善活動の「可視化・体系化・組織化」に取り組んでいるところである。

これらの取組みに加え、今回受審する認証評価により示される結果を踏まえ、本学の教育研究の質の保証、水準の向上に向けた改善活動を推進していく考えである。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 事務組織に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「教育内部質保証ワーキンググループの設置を通じた教育の質向上に向けた取組みについて」	37
取組み2 「英語教育の充実について【学習成果】」	38
取組み3 「リサーチクラスターモデルによる研究強化の取組みについて」	39
取組み4 「研究力向上のための全学的取組み(競争的研究費等)について」	40
取組み5 「特許取得に関する支援について」	41
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「地域社会との連携・協働・地域貢献活動の推進について」	45
取組み2 「東日本大震災等の復興創生支援に関する取組みについて」	46
取組み3 「宇宙情報科学分野に関する研究について」	47
取組み4 「国際交流・海外研修等の取組みについて」	48
取組み5 「情報化社会を支える人材育成の取組み(パソコン甲子園)について」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

会津大学

(2) 所在地

福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合 90 番地

(3) 学部等の構成

学部：コンピュータ理工学部

研究科：コンピュータ理工学研究科

その他の組織：企画推進本部、先端情報科学研究センター、情報センター、

産学イノベーションセンター、復興創生支援センター、宇宙情報科学研究センター

(4) 学生数及び教職員数（2024 年 5 月 1 日現在）

学生：学部 1,134 名、大学院 250 名

教員：109 名、助手：1 名

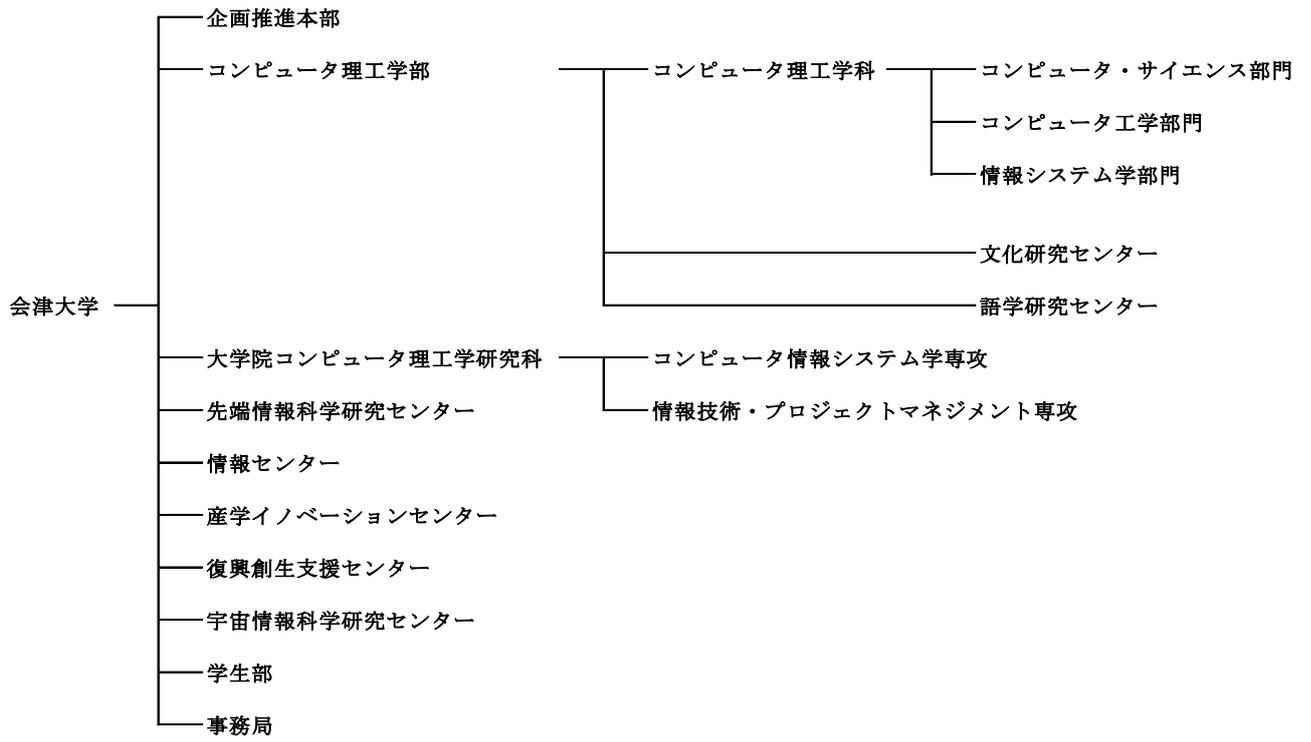
職員：57 名

(5) 理念と特徴

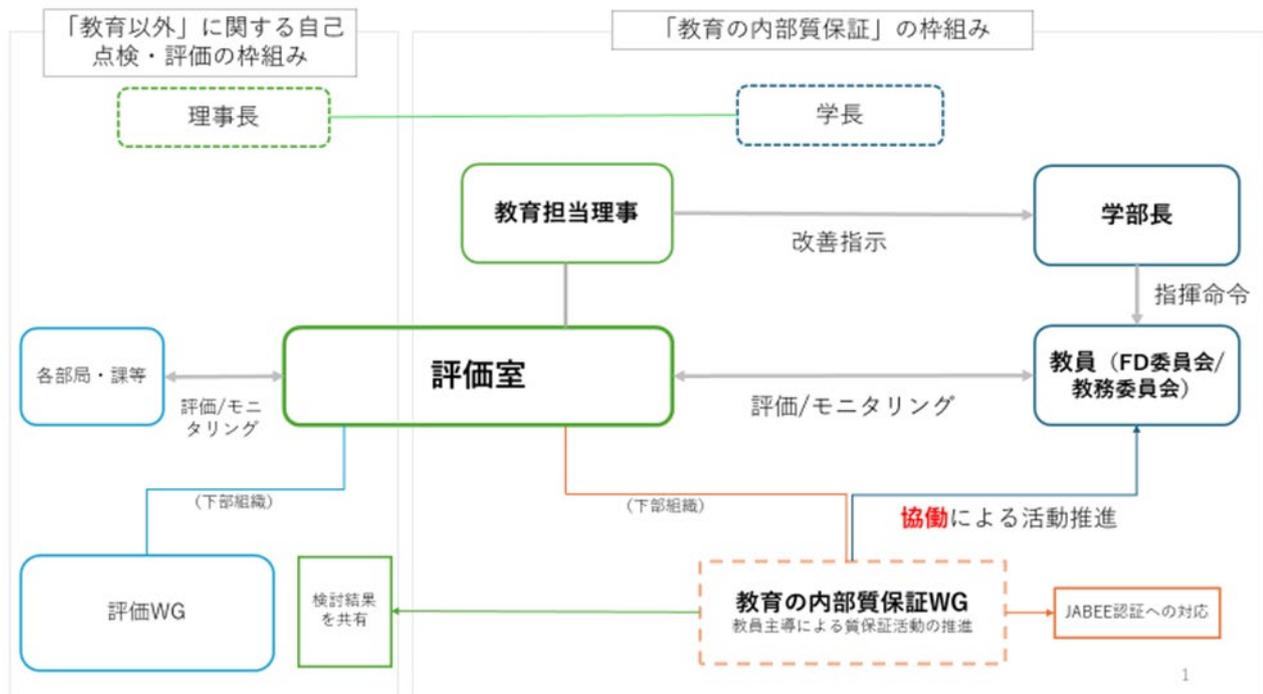
建学の理念として掲げる「to Advance Knowledge for Humanity」（人類の平和と繁栄に貢献する発明と発見を探求する）の実現を目指し、常に世界において先駆的な存在であることにより、我が国の将来と地域の発展に寄与する。

- a) 豊かな創造性と高い倫理観を備え、国際社会に通用する研究者・技術者、技術革新の指導者及び起業家精神を持つ人材を育成する。
- b) 国際社会をリードするコンピュータ理工学の研究開発を推進し、社会及び学術に貢献する。
- c) 教育、研究等様々な分野において、実用性・実効性を希求するとともに、地域特性をいかし、本県の産業・文化の振興に貢献する。

(6) 大学組織図



(7) 内部質保証体制図



1 内部質保証の体制図

(1) 評価室

「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」第2条第2項の規定に基づき、公立大学法人の理事5人を室員とする評価室が設置されている。

(2) 評価室の所掌業務

評価室は、「公立大学法人評価室設置要綱」第3条のとおり、次の業務を行う。

- ① 中期目標・中期計画に関すること。
- ② 自己点検・評価に関すること。
- ③ 認証評価機関の評価に関すること。
- ④ 公立大学法人評価委員会の評価に関すること。
- ⑤ その他大学の評価に関すること。

(3) ワーキンググループ

評価室会議に先立ち具体的検討・調整を行うため、以下のワーキンググループが設置されている。

① 評価ワーキンググループ

教育に関する内部質保証以外の業務を所管する。

② 教育内部質保証ワーキンググループ

教育に関する内部質保証の業務を所管する。

大学の目的

(1) 学則

会津大学学則

(目的)

第1条 会津大学は、深く専門の学芸を教授研究し、創造力豊かな国際的な人材を養成するとともに、学術文化の向上及び産業の発展に寄与することを目的とする。

会津大学大学院学則

(目的)

第4条 本学大学院は、国際的な環境の下で、コンピュータ理工学に関する専門的な学術の理論及びその応用手法を教授研究し、学識豊かな優れた研究者及び高度な専門的技術者を養成するとともに、国際的にも評価される学術文化の向上及び産業の発展に寄与することを目的とする。

2 博士前期課程は、広く社会的及び技術的視野に立って、コンピュータ理工学における高度な専門的知識とその応用手法を教授し、IT 社会でそれらを実践しうる能力を涵養し、また企業家精神あふれる先進的技術者の育成を目的とする。

3 博士後期課程は、前期課程で獲得した能力を基に、コンピュータ理工学のより専門的な学術の理論及びその応用手法を教授研究し、高度に専門的な業務に従事し、国際的な評価に耐えうる研究開発を促進できるような研究者の養成を目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的</p> <p>本学は、「創造性豊かな人材の育成」、「国際社会への貢献」、「密度の高い教育・研究」、「地域特性を生かした特色ある教育・研究」及び「福島県の産業・文化への貢献」の5つを建学の基本理念として掲げ、設立した。</p> <p>本学の目的は、会津大学学則(以下「学則」という。)第1条に明記するとともに、本学の中期的な運営の方向性を定める中期目標に、上記の5つの基本理念に基づくものとして、次の3つの基本目標を定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 豊かな創造性と多様な視点や高い倫理観を備え、国際社会に通用する研究者・技術者、技術革新の指導者及び起業家精神を持つ人材を育成する。 2 国際社会をリードするコンピュータ理工学の研究開発を推進し、社会及び学術に貢献する。 3 教育、研究等様々な分野において、実用性・実効性を希求するとともに、地域特性をいかし、本県の産業・文化の振興に貢献する。 <p>2) 組織</p> <p>学則第3条において、コンピュータ理工学に関する学芸を教授研究し、豊かな創造性と高い倫理観を備え、地域社会及び国際社会の産業、文化の発展に寄与する研究者、技術者及び起業家精神を持つ人材の育成を図ることを目的として、コンピュータ理工学部コンピュータ理工学科の1学部1学科の設置を定めている。</p> <p>また、学科以外の基本的組織としては、コンピュータ理工学部の下にコンピュータ理工学科と並列して、人文科学及び社会科学についての知識の教授を扱う組織としての文化研究センター及び外国語についての知識の教授を扱う組織としての語学研究センターを設置している。</p>	<p>3) 収容定員</p> <p>入学定員及び収容定員は、法令及び学則第3条に基づき適正に管理している。</p> <p>収容定員の状況 2024年5月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>収容定員</th> <th>学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンピュータ理工学部</td> <td>240</td> <td>258</td> <td>960</td> <td>1,134</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 名称</p> <p>学部等の名称は、各学部等の教育研究上及び人材育成上の目的に鑑みて、適当である。</p>		入学定員	入学者数	収容定員	学生数	コンピュータ理工学部	240	258	960	1,134
	入学定員	入学者数	収容定員	学生数							
コンピュータ理工学部	240	258	960	1,134							
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。										
優れた点	建学の基本理念に基づきコンピュータ理工学に関する教育研究を行っている。										
改善を要する点	特になし。										

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、學術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	会津大学学則 第1条（目的）
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	（同上）
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	会津大学学則 第3条（学部、学科、定員及び目的）
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	（同上）
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	（同上）
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	—
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	会津大学学則 第3条（学部、学科、定員及び目的）
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	公立大学法人会津大学定款 第1条（目的） 第3条（大学の設置）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的 会津大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第1項において、国際的な環境の下で、コンピュータ理工学に関する専門的な学術の理論及びその応用を教授研究し、学識豊かな優れた研究者及び高度な専門的技術者を養成するとともに、国際的にも評価される学術文化の向上及び産業の発展に寄与することを目的として定めている。</p> <p>2) 組織 大学院学則第4条第2項において、博士前期課程は、広く社会的及び技術的視野に立って、コンピュータ理工学における高度な専門的知識とその応用手法を教授し、IT社会でそれらを実践しうる能力を涵養し、また起業家精神あふれる先進的技術者の育成を目的として定めている。 また、同条第3項において、博士後期課程は、前期課程で獲得した能力を基に、コンピュータ理工学のより専門的な学術の理論及びその応用手法を教授研究し、高度に専門的な業務に従事し、国際的な評価に耐えうる研究開発を促進できるような研究者の養成を目的として定めている。</p> <p>3) 収容定員 入学定員及び収容定員は、法令及び学則第5条に基づき適正に管理している。</p> <p style="text-align: right;">2024年5月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>収容定員</th> <th>学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>博士前期</td> <td>120</td> <td>62</td> <td>240</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>博士後期</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>30</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table>		入学定員	入学者数	収容定員	学生数	博士前期	120	62	240	187	博士後期	10	10	30	63	<p>4) 名称 研究科等の名称は、教育研究上の目的及び人材育成上の目的に鑑みて、適当である。</p>
	入学定員	入学者数	収容定員	学生数												
博士前期	120	62	240	187												
博士後期	10	10	30	63												
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。															
優れた点	建学の基本理念に基づきコンピュータ理工学に関する専門的な教育研究を行っている。															
改善を要する点	特になし。															

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	会津大学大学院学則 第4条（目的）
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	（同上）
③	<p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	会津大学大学院学則 第2条 （研究科、専攻及び課程）
④	<p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	会津大学大学院学則
⑤	<p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。</p>	会津大学大学院学則
⑥	<p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	会津大学大学院学則
⑦	<p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	会津大学大学院学則
⑧	<p>第十条（収容定員） 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	会津大学大学院学則 第5条（定員）
⑨	<p>第二十二条の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	会津大学大学院学則 第2条 （研究科、専攻及び課程）

ロ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教授会等 学則第8条の規定に基づき教授会を置き、学部運営に関して必要な事項の審議を行っている。</p> <p>2) 教員組織 教員組織の編成方針は、中期目標の「教育の実施体制等に関する目標」のうち、以下の2つと定めている。 ・教育課程の実施に必要な教員数を確保するとともに、適切な教員組織を整備する。 ・教育の実施体制が適切か、時代の変化等に対応して適時に見直しを行う。 上記目標を達成するために、教職員を弾力的に配置し、カリキュラムの編成に合わせた学科配置構成の見直しを行うとともに、教員補充を国際的視野で計画的に進め、質の高い教育を行える体制の継続を念頭に、柔軟な見直しと体制維持を図っている。 コンピュータ理工学部内の教員組織は、1学部1学科であり、コンピュータ理工学科が置かれている。学科内の教員は、それぞれの専門性に応じてコンピュータ・サイエンス部門、コンピュータ工学部門、情報システム学部門の各部門に配置されている。 また、教養科目、外国語科目の教育を担当する教員は、コンピュータ理工学部の内部組織として設置されている文化研究センターと語学研究センターに所属しており、各部門長・センター長は所属職員を指揮監督している。</p> <p>3) 教員の選考、専任教員数、年齢等 教員採用は、2016年7月から募集を行った事例「会津大学コンピュータ理工学部テニュア・トラック教員公募」のとおり、国籍等を問わない国際公募を原則とし、募集要項を英語で作成している。</p>	<p>教員の選考手続きは、「会津大学教員選考規程」に基づいて、以下の手続きにより厳正かつ公正に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集の開始に先立ち、部局長会議に諮り、その都度教員選任委員会を設置。 ・教員選考委員会において募集の要件等を定めて公募。 ・応募者の中から候補者を選び、適任者1名を部局長会議に推薦。 ・選考の適否は部局長会議の議を経て理事長が行う。 <p>2024年5月1日現在、コンピュータ理工学部には教授31名、上級准教授40名、准教授36名、助教2名、合計109名の教員が配置されており、大学設置基準に基づく必要専任教員数35名を大きく上回っている。</p> <p>なお、学生数は1,134人であり、教員1人当たりの学生数は10.4人となる。</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="774 958 1321 1339"> <thead> <tr> <th></th> <th>コンピュータ理工学部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教授</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>上級准教授</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>准教授</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>助教</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>大学設置基準に定める必要専任教員数</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>教員109名の年齢構成については、20歳代が1人(約1%)、30歳代が13人(約12%)、40歳代が45人(約41%)、50歳代が38人(約35%)、60歳以上が12人(約11%)となっており、各世代バランスよく構成されている。</p>		コンピュータ理工学部	教授	31	上級准教授	40	准教授	36	助教	2	合計	109	大学設置基準に定める必要専任教員数	35
	コンピュータ理工学部														
教授	31														
上級准教授	40														
准教授	36														
助教	2														
合計	109														
大学設置基準に定める必要専任教員数	35														
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。														
優れた点	<ul style="list-style-type: none"> ・大学設置基準に基づく必要専任教員数35名を大きく上回る109名の教員を配置している。 ・教員採用は原則として国際公募により採用しており、外国人教員の割合が約4割を占めている。 														
改善を要する点	特になし。														

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>会津大学学則 第8条（教授会）</p>
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<p>会津大学学則 第7条（職員）</p> <p>会津大学教員選考規程</p>
③	<p>第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	
④	<p>第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。 ※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>会津大学学則</p>

<p>③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。 大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号） 附則 第四条 この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。 一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）</p>
--

ロ 教員組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 教員組織

コンピュータ理工学研究科の教員は、いずれもコンピュータ理工学部の教員が兼務しており、博士前期課程と博士後期課程を有するコンピュータ・情報システム学専攻と、博士前期課程のみの情報技術・プロジェクトマネジメント専攻の2つの内部組織に属している。

両専攻には専攻長を置き、専攻長が所属職員を指揮監督している。研究指導教員及び研究指導補助教員は下表のとおり配置されており、大学設置基準に基づく必要専任教員数43名を上回っている。

(単位:人)

専攻	コンピュータ・ 情報システム学 専攻 博士前期課程	コンピュータ・ 情報システム学 専攻 博士後期課程	情報技術・プロ ジェクトマネ ジメント専攻
研究指導教員 数 (うち教授数)	38 (15)	38 (15)	10 (5)
研究指導補助 教員数	33	33	0
合計	71	71	10
大学設置基準 に定める必 要な 専任教員数	22	11	10

2) 研究科委員会等

大学院学則第6条の規定に基づいて、研究科委員会を置き、コンピュータ理工学研究科の運営に関して必要な事項の審議を行っている。

3) 大学院教員審査

大学院における指導を担当する教員については、教員の選考採用時に大学院での指導可能な資格要件を定めることとしているが、採用後に改めて「会津大学大学院コンピュータ理工学研究科博士課程担当教員資格審査規程」に基づき、資格審査を行っている。

博士課程担当教員資格審査については、原則毎年行うこととしており、研究科委員会が定めた博士課程担当教員の資格審査基準に基づき、資格審査委員会が審査、判定を行っている。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

大学設置基準に定める必要な専任教員数を上回る教員を配置している。

改善を要する点

特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>会津大学大学院学則 第2条（研究科、専攻及び課程）</p>
②	<p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	<p>会津大学大学院コンピュータ理工学研究科博士課程担当教員資格審査規程 第2条（教員の資格）</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	—

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜の実施状況</p> <p>学士課程の入学者選抜については、アドミッション・ポリシーに沿って、個別学力検査のほか小論文、面接などを組み合わせた方法により、一般選抜及び特別選抜を行っている。会津大学入学試験委員会で入試に係る諸事項を定め、入学者選抜を適正に実施している。</p> <p>2) 教育課程の編成・授業の実施等</p> <p>本学ではディプロマ・ポリシーの達成のため、学則第22条に定めるとおり、教養科目、外国語科目、専門教育科目及び卒業論文の4つの授業科目区分を設けている。カリキュラム・ポリシーでは、これらの授業科目区分を構成する科目群ごとに編成方針を明示し、方針に則った科目編成を行っている。</p> <p>また、必修科目は卒業論文のみとし、卒業要件の多くを選択必修とすることで、学生は、本学のカリキュラムを構成する5つの専門領域（フィールド）を標として、自己のキャリアプランや興味関心に沿った多様な学習が行えるようになっている。各授業科目を適切な年次に配当するほか、基本推奨科目、フィールド推奨科目といった授業科目の種類分けや、密接なつながりのある科目を先修科目として設定することでカリキュラムの体系を示し、学生の主体性や自立性を尊重した教育を行っている。</p> <p>授業の実施にあたっては、予め授業内容等を記載したシラバスを作成し公開している。授業期間は4学期制を原則としつつ、教育効果の観点から一部の科目は2学期制として、7週または14週にわたって授業を行い、さらに期末試験期間として1週を設けている。授業時間については、学則第24条に定める単位の算定基準に則り、授業コマ数を設定しているほか、1単位につき45時間の学修を必要とする内容をもって授業を構成している。</p>	<p>3) 成績評価基準</p> <p>成績評価基準は、会津大学学則及び会津大学履修規程において規定している。学生へは、毎年度発行し配布しているキャンパスガイドへの掲載や、大学ホームページに公開することで周知している。科目ごとの評価基準は、授業科目担当教員の責任においてシラバスに明記することとなっており、シラバスを公開することで、学生へ周知している。</p> <p>成績評価は、成績登録期間に、教員が学務システムに登録することとなっており、学生の閲覧画面にも即時に反映されるため、学生は自らの成績情報を容易に確認することができる。学生は、この情報を、担当教員へ成績評価の疑義を問い合わせる際や、一定の成績評価となった場合のみ願い出ることができる再試験の判断材料としている。</p> <p>最終的に、教務委員会での承認を経て成績確定となるが、確定後であっても、教務委員会が定めた成績変更のルールに従い、成績を変更することが認められている。</p> <p>4) 卒業認定基準</p> <p>学則3条第3項に定める目的に基づきディプロマ・ポリシーを定め、公開している。また卒業認定基準については学則第35条、学位授与については同第36条に定め、公開している。</p> <p>卒業認定基準の策定にあつては、ディプロマ・ポリシーの各項目に深く関連する授業科目区分を「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー対応表」で示し、この対応付けと卒業認定基準との整合性を担保することで、ディプロマ・ポリシーに則した基準となるよう維持している。</p> <p>卒業の認定にあつては、教務委員会にて卒業認定基準を満たしていることを確認し、教授会での卒業判定の議を経て、学長が卒業を認定し学位の授与を行っている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>ディプロマ・ポリシーの各項目に深く関連する授業科目区分を「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー対応表」で示すことで、より学生の理解を促している。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<p>会津大学学則 第15条（入学資格） 第15条の2（早期入学） 第16条（入学志願の手続き） 第17条（合格者の決定）</p>
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>会津大学学則 第22条（授業科目の区分） 第26条（卒業に必要な単位） 会津大学学位規程 会津大学履修規程 第4条（教養科目及び外国語科目） 第5条（専門教育科目及び卒業論文） 第5条の2（教職に関する科目） シラバス</p>
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>会津大学学則 第23条（教育課程の編成方法） 会津大学履修規程 第4条（教養科目及び外国語科目） 第5条（専門教育科目及び卒業論文） 第5条の2（教職に関する科目）</p>
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>会津大学学則 第24条（単位の算定基準） 会津大学履修規程 第4条（教養科目及び外国語科目） 第5条（専門教育科目及び卒業論文） 第5条の2（教職に関する科目） シラバス キャンパスカレンダー</p>
⑤	<p>第二十三条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>会津大学学則 第10条（学期） キャンパスカレンダー</p>
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<p>会津大学学則 第10条（学期） シラバス キャンパスカレンダー</p>
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>会津大学学則 第24条（単位の算定基準） 授業時間割</p>
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</p>	<p>会津大学学則 第35条（卒業） 会津大学履修規程 第7条（卒業要件） シラバス</p>
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<p>会津大学学則 第25条（学修の評価及び単位の授与） 会津大学履修規程 第9条（成績評価）</p>
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>会津大学における履修科目の登録の上限に関する規程</p>

ハ 教育課程に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜の実施状況</p> <p>大学院の入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って、面接、書類審査などにより、年に複数回の入試を行っている。会津大学大学院入試委員会で入試に係る諸事項を定め、入学者選抜を適正に実施している。</p> <p>2) 教育課程の編成・授業等</p> <p>コンピュータ理工学分野における学術の理論及び応用を教育研究し、学術と産業の連携による地域・産業の振興発展に寄与する人材の育成を目的としてカリキュラムを編成している。</p> <p>博士前期課程のカリキュラムは、専門科目、セミナー科目、研究科目、プロジェクト開発アリーナ、コンバージョン科目で構成され、コンピュータ理工学の基礎から応用に至るまでの専門的知識と技術を身につけ、情報システムの構造と機能についての研究方法を修得する。</p> <p>また、複数の教育研究領域を設置しており、各領域における専門科目は、専門的基礎を扱うコア科目とより高度なアドバンス科目とに区分され、前者の一定の単位数を必修とすることで偏りのない知識を身につけることができる。</p> <p>博士後期課程のカリキュラムは、広範かつ高度な専門的知識と技術を用いて、コンピュータ理工学および関連領域における諸問題を解決し、情報システムの構造と機能について研究を行うために必要な専門科目、セミナー科目及び研究活動により構成されている。</p>	<p>3) 成績評価基準・修了認定基準</p> <p>成績評価基準は、会津大学大学院学則及び会津大学大学院履修規程において規定している。学生へは、毎年度発行し配布しているキャンパスガイドへの掲載や、大学ホームページに公開することで周知している。科目ごとの評価基準は、授業科目担当教員の責任においてシラバスに明記することとなっており、シラバスを公開することで、学生へ周知している。</p> <p>修了認定基準については、所定の年数以上在学し、所定の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、学位論文又は特定の課題について研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に対し、課程の修了を認定し、学位を授与する。学生へは、毎年度発行し配布しているキャンパスガイドへの掲載や、大学ホームページに公開することで周知している。</p> <p>また、修了認定については、秋季・春季修了者ともに、各学期末の大学院教務委員会において審議し、承認された後、研究科委員会で審議・承認をしている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>志願者数が増加するよう、社会的ニーズへの合致を図りカリキュラムを改正し、授業科目を編成している。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	会津大学大学院学則 第13条（入学資格） 第14条（入学志願の手続き） 第15条（合格者の決定）
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	会津大学大学院学則 第21条（授業科目の区分） 第25条（博士前期課の修了に必要な単位） 第25条の2（博士後期課程の修了に必要な単位） 会津大学学位規程 会津大学履修規程 第3条（授業科目等） シラバス
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	会津大学大学院学則 第20条（教育方法）
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けようとするとき、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	会津大学大学院コンピュータ理工学研究科博士課程担当教員資格審査規程 会津大学大学院学則 第26条（他の大学院等における研究指導）
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	会津大学大学院履修規程 第7条（試験、成績評価、追試験、再試験） シラバス 会津大学大学院学則 第35条（修了）
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	会津大学大学院学則 第23条（単位の算定基準） 第27条（他の大学院における授業科目の履修） 第28条（入学前の既修得単位の認定） 会津大学大学院履修規程 第7条（試験、成績評価、追試験、再試験）

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 校地・校舎</p> <p>本学は 147,648 m²の校地面積があり、大学設置基準第 37 条の規定により算出される必要な面積 12,300 m² (定員 1,230 名×10 m²/人) を上回っている (12.0 倍)。校舎等敷地は、建物敷地、緑地広場、道路等を含む 114,721 m²、校地面積全体の 77.7%を占め、学生 1 人あたり約 84 m²である。</p> <p>また、校舎面積は、39,914 m² (教育研究施設、管理施設、図書館等) であり、大学設置基準第 37 条の 2 で必要な面積 16,214 m²を大きく上回っている (2.4 倍)。</p> <p>2) 施設・設備等</p> <p>講義棟及び研究棟には講義室や演習室、実験室等が配置されている。</p> <p>講義室については、大講義室 1 室、中講義室 12 室、小講義室 12 室、遠隔講義室 1 室が配置されており、プロジェクター等の OA 機器が完備されている。遠隔講義室においては、外部講師が遠隔から双方向通信により授業をすることが可能である。</p> <p>また、演習室及び実験室については、コンピュータ演習室が 6 室 (コンピュータ (以下「PC」という。)) それぞれ 46~52 台)、ハードウェア実験室が 4 室 (PC それぞれ 25~49 台) 配置されている。</p> <p>さらに、語学教育用に使用する教室も 4 室 (iLab 2 室 (PC 各 49 台)、CALL 2 室 (PC 各 34 台)) 配置され、有効に利用されている。</p> <p>これらのうち演習室と実験室は、授業時間等を除き卒業時まで自由に利用可能な環境が整っており、コンピュータ演習室とハードウェア実験室においては、24 時間利用可能な教室を提供している。授業で利用するコンピュータは、定期的に新機種に更新している。</p> <p>情報ネットワークは、管理棟の情報センターを中心に、研究棟、講義棟、学生ホール、図書館などほとんどの建物に光ケーブルで接続され、建物間を結ぶ基幹ネットワークは 10G~40Gbps、建物内の支線ネットワークが 1 Gbps を基本として整備されている。</p>	<p>さらに、学内全域を網羅する無線 LAN を利用できる環境も整備されている。</p> <p>これらのネットワークは情報センターで集中管理され、ウイルス対策や複数のファイアーウォールを設けるなどセキュリティ対策も十分行っている。</p> <p>3) 運動場</p> <p>屋内体育施設として、1 棟の体育館に、体育室 (アリーナ)、スイミングプール及び武道場が配置されるとともに、研究棟 1 階には、体育増進用トレーニング機器を備えた「SRLU (Study& Research Living Unit)」も設置され、課外活動や健康の保持増進等に活用している。</p> <p>屋外体育施設として、運動場、テニスコート (全天候 4 面) を配置し、授業及び課外活動等に利用している。</p> <p>4) 図書館</p> <p>図書館には、ゆとりをもって配置された書架に、専門分野であるコンピュータ理工学分野を中心に、広範囲にわたる和・洋の専門書・教養書が配架されているほか、学術雑誌も数多く受入れている。また、各国から教授陣が集まる国際性の高い大学であり、英語で行われる授業も多いため、学生の英語学習に役立つ英語版の読み物も数多く備えている。</p> <p>さらに、各専門分野の最新の研究成果を迅速に提供できるよう、文献検索データベースや電子ジャーナルを積極的に導入している。導入例としては、エルゼビアが提供する世界最大級の抄録・引用文献データベース「Scopus」や、IEEE (米国電気電子学会) が発行するほぼ全ての刊行物を閲覧できる「IEL Online」等があり、本学の学習研究活動に有効に利用されている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間利用可能な演習室、実験室を提供している。 ・校地面積及び校舎面積は、大学設置基準第 37 条に規定されている水準より上回っている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>公立大学法人会津大学定款別表（第21条関係） キャンパスマップ キャンパスガイド</p>
②	<p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	同上
③	<p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	同上
④	<p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>公立大学法人会津大学定款別表（第21条関係） 会津大学学則 第4条（附属施設等） 会津大学情報センター規程 会津大学情報センター（附属図書館）利用規程 会津大学図書委員会規程 附属図書館</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	キャンパスガイド

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 事務局組織</p> <p>「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」において、事務局等の事務組織及び各組織に設置する職と所掌事務が定められており、この基本規程を始めとする各種規程に基づいて組織、職が設置されるとともに、明確かつ円滑に運営されている。</p> <p>事務局には、事務局長（総務・財務担当理事兼務）を置き、大学及び附属施設に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督することとし、さらに事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する事務局次長を配置している。</p> <p>また、内部組織として、総務予算課、企画連携課、学生課が設置されているが、情報センター、復興創生支援センターにも事務職員が配置されており、実質的にはこれらの組織を含めて事務局としての業務が運営されている。</p> <p>2) 事務局職員</p> <p>事務局には、2024年5月1日現在、56名の職員が在籍している。職員は、公立大学法人化直後は県からの派遣職員が大多数を占めていたが、全職員数に占める法人職員（プロパー）の割合を徐々に増やしていき、2024年5月1日時点で46.4%となっている。今後も安定した法人運営を図るため、引き続き毎年1名程度、福島県派遣職員から法人職員へ切り替えていくことを予定している。なお、業務量に応じた人員配置のため、毎年度、変動要因を勘案して柔軟に再配置を行っているが、増員が必要な場合は予算措置との関連もあることから、県と協議の上決定しており、採用・任用に当たっては「公立大学法人会津大学職員就業規則」とその付随規程に基づいて適切に行っている。</p> <p>3) 学生支援に関する組織</p> <p>学生の厚生補導を行う組織として、学生支援委員会を設置し、奨学金や課外活動、賞罰など学生生活全般に係る事項について審議・対応している。保健室には、看護師1名が常駐しており、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を適切に行っている。学生相談室にはカウンセラー1名が常駐しており、学生・教職員の日常生活の悩み等の相談を受け付けている。</p> <p>ハラスメントに対して「会津大学ハラスメント防止・対策ガイドライン」及び「会津大学ハラスメント防止・対策</p>	<p>委員会及びハラスメント相談等に関する規程」が整備され、手続きフローが確立されている。教職員の中で学長から指名されたハラスメント相談員が20名おり、学生及び教職員が直接相談できる体制である。</p> <p>4) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制</p> <p>進路指導、進路に関する資料の収集等、学生の進路に関し必要な事項を審議・対応するために、会津大学進路対策委員会を設置している。</p> <p>企業の個別説明会等の調整について専属のキャリアデザインコーディネータが対応し、幅広く業界に関する情報提供を行っている。学生の就職面接対策や相談のために就職支援室に就職相談員を2名配置し、希望進路に応じてきめ細やかなサポートを行っており、就職希望者が全員就職できるようサポートしている。</p> <p>また、授業科目として、1年生対象の「コンピュータ理工学のすすめ」では、研究分野の紹介のみならず、各業界から講師を招き早い段階から進路について考える機会を提供している。</p> <p>具体的な就職活動対策としては、1～3年生を対象とした、キャリアデザインⅠを前学期に開講し、自己分析の実施や企業の方の講演等、将来どのような生き方、働き方をしたいのか、大学でどのような学びをしていきたいかを学生自身で考えさせ、表現できるようにしている。また、チームで課題解決に向けて取り組ませることで、実践的に社会で必要とされる力を身につけさせている。後学期からは3年生を対象としたキャリアデザインⅡの授業を開講し、より具体的な対策として自己分析やグループディスカッション対策を行いつつ、業界研究として各分野から卒業生や関係者を招いて、最新の企業動向や就活で役立つ実践的な情報の提供に努めている。</p> <p>5) 大学院に関する事務</p> <p>大学院に関する制度など、大枠は事務局の関係課が行うこととしており、そのうち大学院教務に係る教務事務は学生課が所掌している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>採用方針に基づいて法人職員を採用し、事務局職員を適切に配置している。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	<p>大学設置基準</p> <p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 ① 4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 6 省略 7 省略</p>	<p>会津大学学則 第7条（職員） 公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程 公立大学法人会津大学職員就業規則 公立大学法人会津大学非常勤職員等就業規則 会津大学学生支援委員会規程 会津大学ハラスメント防止・対策委員会及びハラスメント相談等に関する規程 （保健室、学生相談室、就職支援、シラバス）</p>
	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 ② 4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<p>同上</p> <p>会津大学大学院学則</p>

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1)ポリシーの策定 2006（平成 18）年度にアドミッション・ポリシーを、2015（平成 27）年度にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、公表した。</p> <p>2) 三つのポリシーの一貫性の確保 (1)入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） 2006 年 4 月の公立大学法人への移行に伴い、同年 5 月にアドミッション・ポリシーを策定し、本学が求める学生像を明確にした。また 2019 年 3 月には大学院独自のアドミッション・ポリシーを策定するとともに、大学のアドミッション・ポリシーに、本学の建学の理念を加え、本学の目標が高校生に伝わりやすくなるよう改訂を行った。</p> <p>(2)教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） 【学部】 ディプロマ・ポリシーで規定する 3 つの観点を満たすよう、授業科目区分ごとにポリシーを定め、「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー対応表」により対応を確認している。 カリキュラム改善の一環として 2022 年度に実践科目群を設置した際には、当該科目群のカリキュラム・ポリシーを新たに定め、さらに「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー対応表」の改定によりディプロマ・ポリシーとの一貫性を担保した。 【大学院】 ディプロマ・ポリシーで規定する 3 つの観点を満たすよう、科目ごとにポリシーを定め、「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー対応表」により対応を確認しており、毎年度発行し配布しているキャンパスガイドへの掲載や、大学ホームページに公開することで周知している。</p>	<p>(3)卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） 【学部】 大学の目的に照らして、モチベーション、コンピテンシー、スキルの 3 つの観点と 16 の項目で構成している。各項目の学生像を育成する授業科目区分を「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー対応表」で示すことで、成績評価や卒業認定基準との一貫性を確認している。 【大学院】 博士前期課程においては、モチベーション、コンピテンシー、スキルの 3 つの観点と 14 項目で構成、博士後期課程においては、博士前期課程の項目に 5 項目加え計 19 項目で構成している。「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー対応表」により一貫性を確認しており、毎年度発行し配布しているキャンパスガイドへの掲載や、大学ホームページに公開することで周知している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>アドミッション・ポリシーが時代の変化等に適切しているか定期的に検証を行っている。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>3つのポリシー</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的の公表と周知 大学及び大学院の目的は、学則及び大学院学則に規定しており、学則及び大学院学則は、大学ホームページで公表している。また、大学案内パンフレットなどの刊行物にも、大学及び大学院の目的を掲載している。学生への周知については、全学生に配布しているキャンパスガイドに掲載するとともに、新入生オリエンテーションでの周知を図っている。 また、大学改革支援・学位授与機構が運営する大学ポートレートにおいて、教育研究上の目的や大学の特色などを公表している。</p> <p>2) 三つのポリシーの公表と周知 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、大学ホームページで公表している。 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、キャンパスガイドに、アドミッション・ポリシーは大学案内パンフレット、入学選抜要項及び学生募集要項に掲載し、積極的に広く周知している。</p> <p>3) 教育研究活動等の状況の公表 学校教育法施行規則第172条の2に規定されている各項目については、大学ホームページで公表している。また、学校教育法に基づく自己点検評価の実施状況、大学機関別認証評価の実施状況等も大学ホームページに掲載し、公表している。</p>	<p>4) 広報基本方針に基づく情報の発信 大学の質の保証を確保するとともに、各大学の持つ特色や取り組み、社会に果たす役割等を大学自らが広く情報発信することが求められている中、本学においては、「to Advance Knowledge for Humanity（人類の平和と繁栄に貢献する発明と発見を探求する）」を建学の理念として定め、その実現に向けて全学的に取り組んでいるところであるが、これらの取り組みを含め、本学の広報の一層の推進を図るため、『広報基本方針』を定め、戦略的・重点的な広報活動を図っている。</p> <p>5) 情報公表体制の整備 大学のPRに関すること、ウェブサイトの広報戦略、運営管理及び大学における広報、出版に関することについては、広報・ウェブサイト委員会が担当し、情報公表の方法等について審議し、実施している。 2021年度に「会津大学の強みの発信」、「ターゲットの明確化」、「ウェブサイトイメージの統一」を目的に本学の公式ウェブサイトのリニューアルを行った。 さらに、翌年度2022年度には、本学の強みの一つである研究を積極的にアピールするため、本学のホームページ内に産学連携・研究に関する特設ページ（研究総合ページ）を開設し、情報発信の強化を図った。 ホームページの掲載情報等の運用については、CMSを導入し、各担当部局で情報発信と更新が効率的かつ迅速に行える体制を整えている。 また、情報発信の対象を明確化するため、Facebook、X、YouTube等のSNSを活用した情報発信を定期的に行い、効果的な広報活動に努めている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>・大学ホームページに加え、大学ポートレート等を活用し、本学の基本情報や教育研究活動を公表している。 ・Facebook や X 等の SNS を活用し、積極的な情報発信を行っている。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法 第十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<p>キャンパスガイド 教育情報の公表</p>
②	<p>学校教育法施行規則 第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第八十八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p>	<p>人材の育成に関する目的3つのポリシー</p> <p>大学組織・委員会</p> <p>教育情報の公表</p> <p>大学ポートレート</p>

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 内部質保証システムの体制</p> <p>大学学則第2条で「本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」と定めている。</p> <p>また、「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」第2条に、評価室が法人としての自己点検・評価の役割を負うものとしているほか、同第23条に「教育研究水準の向上に資するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定めており、評価室を推進主体とした法人全体としての点検・評価の枠組みが規定されている。</p> <p>中期目標・中期計画を達成するため、各事業年度の業務実績について各担当部局等で自己点検および自己評価を行い、取りまとめられた実績等を評価室会及びその下部組織である評価室ワーキンググループが推進主体となり、全学レベルでの内部質保証に関する活動が行われている。前年度の業務実績については、福島県公立大学法人評価委員会の評価を受け、指摘事項に対する業務運営への反映等を行い、教育の質保証・向上に努めている。</p> <p>なお、本学の教育プログラム「国際技術者育成プログラム」は2023年度にJABEE（日本技術者教育認定機構）の日本技術者教育認定基準に適合していることを認定されており、外部による検証を含む内部質保証の体制が機能するよう、教育の質保証・向上に向けて継続的に取組を行っている。</p>	<p>2) 教員の資質向上のための活動</p> <p>教員の資質向上については、ファカルティ・ディベロップメント委員会の企画・運営により、授業の質の向上を目指した学生への授業評価アンケートの実施、及び教員同士の授業見学を実施している。</p> <p>また、ファカルティ・ディベロップメント講演会（研修会）も毎年行っている。</p> <p>3) 職員の質向上のための取組み</p> <p>職員の職務に対する意欲や知識・技能の習得など、資質向上を図るため、OJTに加え、SD研修を通じて職員の大学運営等に関する能力、専門的能力の向上に努めている。</p> <p>また、業務に必要とされる英語等の基礎能力向上のために、民間企業の個人参加型オンライン研修を利用したり、助成事業を通じて各職員の自己研鑽を支援するなど、積極的に研修に参加できるような仕組みづくりに取り組んでいる。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>・JABEEの認定を受けている。 ・ファカルティ・ディベロップメント活動の取り組み内容の見直しを組織的に行っている。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>会津大学学則 第2条（自己評価等）</p> <p>公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程 第2条（法人の内部組織）</p> <p>公立大学法人会津大学評価室設置要綱</p> <p>会津大学認証評価結果</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p>第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	
③	<p>第百五十八条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	
④	<p>第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>公立大学法人会津大学評価室設置要綱</p>
	大学設置基準	
⑤	<p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p>会津大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程</p>
	大学院設置基準	
⑥	<p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p>会津大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程</p>
	法令外の関係事項	
⑦	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 年度計画の策定と財務関係規程

本学の主たる収入は、福島県からの運営費交付金と授業料等の学生納付金である。学生納付金は学生の確保に努め、安定的な収入を確保している。運営費交付金については経常経費を毎年一定率削減するという形で、大学としての経費節減努力が制度化されている。予算、収支計画、資金計画については、福島県が策定する中期目標に基づく中期計画等を法人として定め、本学ホームページにて公表している。

実際の予算編成、予算執行については、「公立大学法人会津大学会計規程」、「公立大学法人会津大学会計規程実施規則」、及び「公立大学法人会津大学契約事務取扱規則」に基づいて行われている。また、予算編成に当たっては、例年作成する財務レポートの分析結果を踏まえて毎事業年度ごとの予算編成方針を定めており、その方針に基づいて予算を調整・編成し、経営審議会及び役員会の議を経て決定している。

2) 教育研究環境の整備にかかる予算配分

教育研究活動に係る毎年度の予算の配分については、事業のスクラップ・アンド・ビルドや経費の削減等を検討の上、中期計画・年度計画の達成を重要な視点とし、過年度における執行状況を踏まえて決定している。特に、施設の維持・更新や計算機システムの整備等は多額の費用を要するため、財源を確保しつつ、優先順位をつけて計画的に対応している。

施設については、本学内すべての利用者が良好な環境で学べるよう、長期保全計画に基づき策定している施設修繕計画により施設・設備の計画的かつ効率的な修繕及び維持管理を行っているが、施設の状況により都度計画の見直しも行っている。

3) 経営状況

担当理事、予算責任者、経理責任者、出納責任者は、中期目標・年度計画を達成するため、各規程等に定められた権限及び責務に基づき職務を遂行している。また、本学自らが主体性を持って効率的かつ安定した大学運営を期すために、積極的な広報活動による入学者の確保や、受託研究

収入、共同研究収入、科学研究費補助金等の外部資金の獲得の推進等、安定的な収入確保に努めている。その結果として、下表のとおり黒字経営が続いており、経営指標からみても問題となる点はない。さらに、各事業年度の剰余金については福島県から経営努力として承認の上目的積立金として計上しており、安定した大学運営を実現している。

【表】過去5年間の損益の状況 (単位：百万円)

	2018	2019	2020	2021	2022
経常費用	4,609	4,761	4,713	4,848	4,818
経常収益	4,907	5,035	5,023	5,110	4,995
経常利益	297	273	310	261	176
当期総利益	298	324	343	265	177

4) 業務実績と財務諸表

健全かつ安定的な大学運営を行うために、毎年度、業務実績及び財務諸表の作成を通して財務状況の定期的な点検・評価を行っている。業務実績及び財務諸表は、監事監査、部局長会議、経営審議会及び役員会での承認を経て福島県に提出され、福島県知事から承認を受けたのち、いずれも本学ホームページで公表している。さらに、財務に関する監査として内部監査、監事監査、会計監査人による監査のほか、福島県の監査委員による監査も受検しており、会計事務が適切に行われているかのチェックが常になされている。業務実績及び財務諸表の点検・評価結果は、次年度の年度計画策定、予算編成方針策定等に反映させることで、健全かつ安定した大学運営を継続できるよう努めている。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

不断の経営努力により安定した大学運営を実現している。

改善を要する点

特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学設置基準</p> <p>第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>公立大学法人会津大学第3期中期目標・中期計画（平成30年度～令和5年度）</p> <p>公立大学法人会津大学第4期中期目標・中期計画（令和6年度～令和11年度）</p> <p>公立大学法人会津大学第3期実績報告（平成30年度～令和5年度）</p> <p>公立大学法人会津大学における法人規程</p> <p>公立大学法人会津大学会計規程</p> <p>公立大学法人会津大学会計規程実施規則</p> <p>公立大学法人会津大学契約事務取扱規則</p> <p>公立大学法人会津大学財務諸表（平成21年度～2021年度）</p> <p>会津大学財務レポート（2018年度～2022年度）</p>
②	<p>大学院設置基準</p> <p>第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	(同上)

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) ICT 環境の整備</p> <p>新しい時代の「知」を創造するコンピュータサイエンティストと、高度なコンピュータスキルを持ったエンジニアの育成のために、教育・研究に適した 24 時間 365 日利用できるコンピュータ環境 AINS (アインズ) を整備、情報処理センターが管理運営を行っている。</p> <p>① 教育用計算機システム</p> <p>教室には演習や自習等で学生が利用できるコンピュータが用意されており、授業内容や目的に合わせて複数の OS (Linux、macOS、Windows) が整備されている。</p> <p>また、同システムにはクラウドシステムも含まれており、学内向けの多くのサービス (学習管理システム、図書管理システムなど) を提供するプラットフォームが整備されている。</p> <p>② ソフトウェア環境</p> <p>AINS では、200 種類以上のオープンソースソフトウェア (OSS) が導入され、全体として整合性を保つよう環境構築されている。また、教育・研究活動に必要な有償ソフトウェア (Microsoft Office、Windows、Mathematica、MATLAB、Cadence) については包括的ライセンス契約を締結し、学生・教職員がこれらソフトウェアを利用できる。</p> <p>③ ネットワーク環境</p> <p>学内全域を網羅する無線 LAN を利用できる環境が整備されている。また、教育・研究機関用の国際無線 LAN ローミングサービスである eduroam も利用可能である。</p> <p>自宅や学外からは、VPN 接続等により AINS にアクセスし、遠隔から学内のコンピュータ環境を利用して学習・研究を行うことができる。</p> <p>2) 学生支援 (学修支援に対する体制の整備)</p> <p>AINS を利用する上でのサポート窓口として、システムサポートベース (SSB) を設置し、情報処理センター管理の機器障害対応、学生・教職員からの問い合わせ対応、機器貸出サービス等を行っている。</p> <p>3) 学習支援に対する体制整備</p> <p>学校推薦型選抜の合格者を対象に、入学後スムーズに授業を受けることができるよう、入学前に数学、物理、英語及びプログラミングの課題を課している。また、毎年学年末の 3 月に各学年の 1 年間の成績結果を、保護者宛に通知して、保護者と学習状況を共有している。成績不振の予防および早期発見とケアを目的として入学後の 1・2 年次の</p>	<p>間はクラス担任を設け、定期的にクラス担任との面談を実施し学業や生活面でケアが必要な学生を早期発見・サポートしている。3 年次以降は所属研究室の指導教員による履修指導を行っている。</p> <p>また、半期ごとに成績不振者に対する個別面談を実施しており、学修に関する助言や、カウンセリング等の専門支援部署と連携して対応している。</p> <p>修学支援室は、学生課、教員、学生カウンセラー及び保健室と連携しながら、成績不振による休退学、留年の予防や授業への不安などの解消に努め、修業年限での卒業を図っている。OB による修学支援員 2 名及び TA、SA が複数人常駐しており、随時学生の授業や課題に対する質問に対応し、定期試験直前では開室時間を延長して学生指導に当たっている。また、科目の理解の補助を目的としたコンテンツのオンライン公開、メール対応による学習等のオンラインサポート、休学者が復学する際の修学に関する疑問や質問にも対応している。</p> <p>4) 特別な支援が必要な学生に対する支援</p> <p>学内はバリアフリー化されており全ての建物にスロープが設置され、歩行困難な学生が入退出可能である。病気や障がいにより、授業受講に障壁がある場合、本人からの申し出と医師の診断書等を元に、授業担当教員に対して、合理的な範囲内で配慮している。また学生相談室にはカウンセラーが常駐しており、対面や Zoom 等により悩みがある学生に対してサポートしている。</p> <p>5) 経済的支援</p> <p>① 入学料及び授業料</p> <p>外部団体の寄附金を財源とし、女子学生の理系分野進出を後押しすべく、積極的差別是正措置として女子学生限定の入学料相当額の学習奨励金を、2024 年度より支給する。</p> <p>また、高等教育修学支援制度の支援対象とならない大学院生を対象とした授業料の減免制度を行っている。</p> <p>高等教育修学支援制度や日本学生支援機構が実施している奨学金の他にも外部団体が募集している奨学金情報を随時学生ポータルサイトに掲載し、広く周知している。</p> <p>② 奨学金</p> <p>優秀な学部生に対して大学院進学を促すため、学部を 3 年間で卒業、修士を 2 年で修了できるオナーズプログラムという制度を設け、プログラム在籍者のうち申請のあった成績優秀者に対して奨学金を支給している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	学習面で躓くことがないようサポート体制を充実させており、また経済的な理由で学業を断念することがないよう奨学金や授業料減免の情報を周知している。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	会津大学情報センター規程 会津大学情報センター(情報処理センター)利用規定
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	キャンパスガイド 履修手続 修学支援室
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	学生相談室 大学見学
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	入学検定料・入学科・授業料 奨学金 会津大学オーナーズプログラム
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

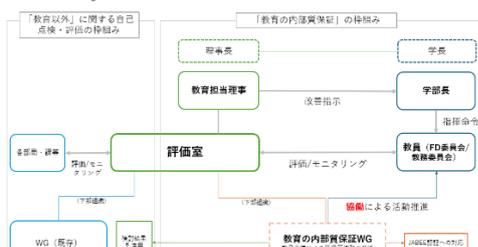
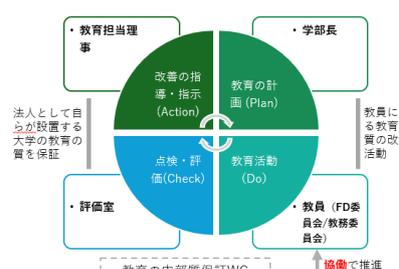
1) 自己分析活動の状況

<p>本学は自らの教育研究・人材育成に関して、定款第1条で「特色ある教育研究の実践と創造性豊かな人材の育成を図り（略）」と定めている。また、学則においても「深く専門の学芸を教授研究し、創造力豊かな国際的な人材を養成する」（大学学則、第1条）、「国際的な環境の下で、コンピュータ理工学に関する専門的な学術の理論及びその応用手法を教授研究し、学識豊かな優れた研究者及び高度な専門的技術者を養成する」（大学院学則、第4条）と定めている。</p> <p>本学教職員はこの目的に沿って開学以来の30年にわたり、さまざまな教育研究の活動を行ってきた。あわせてこの教育研究活動について、学校教育法第109条他に規定される教育研究等に関する自己点検・評価を自律的に継続し、第三者機関の認証を受けてきている。</p> <p>これらのことから、本学の教育研究等については法や定款等が求める高い質を維持してきていると言えるが、これを維持し、またより高いレベルに向上させるため、次のような特色ある取組みを行っている。</p> <p>教育の内部質保証については、「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」において規定され、副理事長及び理事によって構成される「評価室」を推進主体として行われ、その適正性・妥当性は2017年度の公益財団法人大学基準協会による認証評価において評価されているところであるが、実施体制をより強化し、現場の教職員レベルでの質の改善活動を活発化させるため、教育の内部質保証に特化したワーキンググループを設置するなどの取組みを行っている。</p>	<p>また、英語教育については、大学のディプロマポリシーにおいて「英語による基礎的な職務能力を持ち、グローバル社会で活躍できる」とうたっているなど、本学の教育の大きな特徴となっているところ、TOEICを指標として学習の進捗を可視化、英語力向上に特化したコースを設置するなどにより、めざましい成果を上げることができた。</p> <p>このほか、研究活動のさらなる活性化や質の向上を目的として、研究のスケールアップや研究者間のシナジーを生み出すためのグループ（リサーチクラスター）による研究活動を促進してきたほか、教員・研究者の研究環境を整備し研究の推進力とするため、学内における競争的研究費の制度を導入、外部資金獲得の増加や産学連携の強化などの成果に結びつけている。</p> <p>さらに、研究の社会実装を促進するため、特許に関する高度な専門性を有する教員を中心に、特許申請に関する支援を行うとともに、知的財産管理体制の構築を行い、本学において生み出された職務発明の有効活用に関する取組みを進めている。</p> <p>本学では、これらの特徴的な施策・取組みのほかにもさまざまな教育研究の質の改善に関する活動が行われており、教育研究の水準の向上は着実に図られている。</p>
---	---

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	教育内部質保証ワーキンググループの設置を通じた教育質向上に向けた取組みについて	37
2	英語教育の充実について【学習成果】	38
3	リサーチクラスターモデルによる研究強化の取組みについて	39
4	研究力向上のための全学的取組み（競争的研究費等）について	40
5	特許取得に関する支援について	41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	教育内部質保証ワーキンググループの設置を通じた教育の質向上に向けた取組みについて
分析の背景	<p>本学では教育の内部質保証（教育の質の向上）については、これまでもカリキュラム改定やFD活動の様々な取組み（授業評価アンケートの実施や相互授業訪問、FD研修会や学生教員意見交換会の開催等）を行ってきているものの、その深度は教員の自主性に依存しており、教員個人によって取組み内容に差異があり大学全体としての質保証の担保ができていなかった。また、本学が受審したJABEE認証において、2022年度予備審査時に内部質保証に関する組織的対応が不足しているとの指摘を受けた。そのため、全学的に自己点検評価を行い教育の質の向上を推進する組織を立ち上げ、活動を開始した。</p>
分析の内容	<p>1 本学の内部質保証活動としての対応方針の確立</p> <p>PDCAサイクルによる教育の質の改善活動の「可視化・体系化・組織化」に関し、個々の教員の暗黙知や委員会での自助努力を、組織としてのルールや方針に基づく改善運動の成果として位置づけ、検証可能・説明可能な形で提示できる状態にし、それを取りまとめ、点検し公表することとしたほか、不足する部分についてはこれを明らかにし、組織的に具体的な改善のアクションを起こすものとした。</p> <p>2 内部質保証の全学的司令塔【教育内部質保証ワーキンググループ】を立ち上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 『公立大学法人会津大学評価室設置要綱』を改正し、新たなWGとして設置。2023年12月にWG員を指名し、2024年1月より活動を開始、WG内部で本学における内部質保証活動の内容や優先度等について整理したとともに、FD推進委員会・教務委員会場で今後の活動の進め方等に関する検討を行った。 全学レベルで体系化しており、教員主導により教育の内部質保証システムを運用、質保証活動を推進している。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>3 本学の第4期中期計画（2024～2029）に、教育の質の向上のため取るべき措置として反映</p> <p>本学の第4期中期計画 第1(1)-1において、次のとおり規定した。</p> <p>コンピュータ理工学部・大学院、短期大学部において、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）をPDCAサイクルにより継続的に点検・評価し、これに基づき教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を見直して教育の質の改善を図るとともに、教員研修を含めた教員能力開発（Faculty Development：教員が自ら授業内容・方法を改善し向上させるための組織的かつ継続的な取組み）を継続的に実施し、教員の教育能力向上を図る。また、本学が求める意欲を持った多様な学生を確保するため、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を学位授与方針の点検・評価や社会環境の変化に応じて見直すとともに、入学者選抜方法の妥当性を検証して継続的な改善を図りながら、学生募集、入学者選抜を実施する。</p>
自己評価	<p>今後の具体的な取組み内容として問題の洗い出し（点検シート：自己点検・評価の項目を作成）をWGで行い、FD推進委員会、教務委員会等と協働して実際の改善活動（例：学習・教育到達目標に関する達成度を評価する方法及び評価の基準を定める、評価基準に学生の学習成果（アウトカムズ）に基づいて判断する基準を含める、成績資料保存に関するルールの確立など）を実施して教育の質的向上に努めていく。継続的にPDCAサイクルで適切に回していく仕組みを確立し、教育内部質保証WGの設置など組織的に取り組む体系が整備された。外部からの可視化に向けた体制の構築を計画的に行っており、改善が実施されている状況を整えたと判断できる。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立大学法人会津大学評価室設置要綱 ・ 公立大学会津大学第4期中期目標・中期計画

タイトル (No. 2)	英語教育の充実について【学習成果】
分析の背景	<p>英語教育の充実により、学生の英語の4技能（読む、聞く、話す、書く）の向上を図っている。最新のコンピュータ理工学を学ぶために必要な英語力を身につけるため、TOEIC（IP テスト含む）のスコアを向上させる対策を実施している。学生の英語力を測る上で TOEIC のような標準化テストは有効な手段であり、本学では TOEIC を3年生への進級要件として採用している。</p>
分析の内容	<p>1 2018～2020 年度の取組みについて</p> <p>2018年度には、新入生全員が TOEIC スコア 400 点を取得しなければ、3年に進級できない規定を導入し、希望する学生には1週間の TOEIC 集中コースを提供した。</p> <p>2019年度には、e-learning システム「Kickoff for TOEIC」を1年生の英語の授業で必修化し、学生は授業外で TOEIC のサンプル問題やテストに触れることができるようになった。</p> <p>2020年度は、廊下の壁に、約 20 枚の大きな英語のポスターを貼り、国際色豊かな雰囲気が増し、生徒たちは英語の教材を見ることができるようになった。また、ブリティッシュヒルズでの短期留学プログラムを開始し、学生は英語漬けの環境で将来の留学への第一歩を踏み出すことができた。</p> <p>2 2021 年度の取組み（スーパーグローバル創成支援事業等）について</p> <p>2021年度には、TOEIC の3学年進級基準点を 400 点から 450 点に変更し、当時の日本の情報科学専攻の平均点（469 点）に近づけた。また、文部科学省のスーパーグローバル創成支援事業（SGU 事業）の一環として、コンピュータサイエンスの大学にふさわしい取組みを行った。</p> <p>※取組みの例</p> <p>大学図書館に TOEIC コーナーを設け、学習書を並べる、学内に TOEIC 得点グラフを公開、学生同士が高得点を目指して励まし合うポスターの学内掲示、高得点を獲得した学生にレーザー刻印のストラップをプレゼントするキャンペーン、TOEIC レベルの低い学生を対象に個別指導、学内の TOEIC-IP を2時間のペーパーテストから1時間のオンラインテストに変更</p> <p>3 2023、2024 年度の取組みについて</p> <p>2023年度には、2024年度の入学生から、4年生時の科目卒業論文（8単位、必修）を開始するまでに TOEIC 525 点に達していなかった学生は e-learning の課題（20 時間分のユニット）を課し、修了しなければ卒業論文の中間発表を認めないこととした。</p> <p>TOEIC が 450 点に達しなかったため3年に進級できなかった学生に対しては、語学研究センターの TOEIC スペシャリストが個別カウンセリングを行うほか、定期的な TOEIC レッスンや TOEIC 集中コースを提供する。また、留年者に対しては、TOEIC スコアを向上させるための多くの機会を提供している。</p>
自己評価	<p>TOEIC の結果は毎回集計、統計分析を行い、スコアの経年変化や情報科学専攻の全国平均との比較をしている。この統計分析をこれまで同様今後も年に複数回実施予定である。</p> <p>500 点以上を獲得した学生の割合は、2020 年度には学部生の 31.7%であったが、2023 年度には 62.9%と着実に増加している。また、学部生の3分の1以上が 600 点以上であり、それ以上のスコアを持っている学生も多く、この取組みは確実に成果を上げていると考えている。</p> <p>また、年に2回、TOEIC スコアのレポートを作成し、語学研究センター内で評価した上で、教員と共有している。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ TOEIC-IP 500 点達成者の割合 ・ 表示数値以上の TOEIC スコアを持つ学生の割合

タイトル (No. 3)	リサーチクラスターモデルによる研究強化の取組みについて
分析の背景	<p>会津大学は、イギリスの教育専門誌 Times Higher Education (THE) による「THE 世界大学ランキング」において、日本国内で 10 位台を維持しており、高い評価を受けている。しかし、高く評価された主な分野は国際化であり、教育や研究に関連する評価点はそれほど高くない。名実ともトップレベルの大学を目指すためには、大学全体の研究レベルの底上げが必要である。</p>
分析の内容	<p>1 リサーチクラスターモデル</p> <p>本学の教員たちの論文発表と論文引用数は、年間でそれぞれ 300 件と 3,000 回以上である。しかし、科研費など、外部競争型研究費の採択率は <u>20%前後</u> であり、全国よりも低い。従って、大学の研究レベルを向上させるためには、中型・大型外部競争研究費（特に基礎・理論研究もできる JSPS 科研費基盤 (B)、基盤研究 (A) 等）をより多く取得できる体制を作る必要がある。</p> <p>そのため、会津大学では、2020 年度から大学の研究体制を見直し、研究クラスター制度を作るとともに、ベーシッククラスター (B クラスター) から先端的クラスター (A クラスター) へ、そして Center of Excellence (CoE) へ成長できるロードマップを設計した。この枠組の下で、教員はクラスターメンバーと一緒に外部競争研究費にチャレンジすることができ、近い将来、目に見える成果が期待できる。</p> <p>2 教育の視点</p> <p>クラスター制度は、大学院教育の質保証のツールとしても利用できる。伝統的教育では、教員一人で学生を指導し、卒業直前に論文審査員を依頼するが、クラスター制度を活用すれば、学生の指導に、最初から (同じクラスター内の) 複数の教員が参加でき、学生たちが異なる視点で様々な知識や Know-how を取得することができる。また、異なる研究室の学生同士も交流する機会が増え、技術力と協調性が共に必要とされる IT 業界に飛び込みやすくなる。</p> <p>3 概要図</p> <p>リサーチクラスターモデルの概要図は下図のとおりであり、2024 年度現在、10 の B クラスター、3 つの A クラスター、1 つの CoE が活動中である。</p> <div data-bbox="593 1198 1289 1713" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">会津大学リサーチクラスターモデル</p> <p>個人ベースの研究に加え、チームとしての組織横断型、複合領域の研究を推進するため、戦略的・萌芽型研究からプロジェクト型研究、センターオブエクセレンス (CoE) 拠点型研究へ発展するモデル</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center; color: red;">Basic cluster (B クラスター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Advanced Networking ● Satellite Data Utilization ● Smart Design ● Automatic AI System Design ● Information Security ● AI/DS-driven Innovative Education ● Biomedical Information Engineering ● Data Science and Engineering ● Intelligent Transportation Systems ● High Performance Computing & Simulation </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center; color: blue;">CAIST cluster (A クラスター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Robot ● IoT ● Vision </div> <div style="border: 1px solid purple; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center; color: purple;">CoE (Center of Excellence / 卓越した研究拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Space (2019 ~) 宇宙情報科学研究センター </div> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>✓ 学内競争的研究費の優遇 Special support in internal competitive research fund</p> <p>✓ 年度ごとの評価 Annual review</p> <p style="text-align: center;">研究力強化委員会 Research Reinforcement Committee</p> </div> </div>
自己評価	<p>クラスター制度を導入して 3 年が経過した。現在の A 及び B クラスター群は、IT・AI 業界に関連するほぼ全てのホットスポットをカバーし、各クラスターの中における連携活動も常態化になりつつある。そのうち、2 つの B クラスターが A クラスターになり、成長モデルも着実に実践されている。今後、より強い A 及び B クラスターを育て、それらを CoE まで成長させるためには、もう少し時間を要し、必要に応じて大学のサポート体制も改善していく。</p>
関連資料	<p>・ 公立大学法人会津大学第 3 期 (平成 30 年度～令和 5 年度) 業務実績報告 ※上記の文章にある数字 (下線箇所) は、業務実績報告に基づくもの</p>

タイトル (No. 5)	特許取得に関する支援について																																										
分析の背景	<p>本学では、開学当初（1993年）より「会津大学教員等の職務発明等に関する規程」に基づき、教員等の職務発明等の適切な維持・管理等に努めてきたところである。2003年6月から3年間、特許庁より知的財産アドバイザーの派遣を受け、本学における知的財産管理体制の構築を行い、2005年7月には、本学の知的財産に関する基本的な考え方、発明者に対する権利の補償、知的財産等の活用方針等を定めた「会津大学知的財産戦略」を策定し、法に定める責務等の具現化を図るとともに、本学において生み出された職務発明の有効活用に関する取組みを進めている。</p>																																										
分析の内容	<p>1 会津大学知的財産戦略</p> <p>本学に帰属する知的財産の権利化及び有効活用の促進を図るため、2011年度に知的財産顧問を設置し、適宜専門的助言を受けるとともに、特許庁から出向している教員に新規出願時の先行技術調査や拒絶理由通知応答に関するサポートをもらいながら、産学イノベーションセンター（UBIC）が一括管理を行う担当窓口として、研究者に対する発明相談や新規出願及び審査請求手続きを進めている。また、「会津大学知的財産戦略」及び「会津大学教員等の職務発明等に関する規程」等に基づき、職務発明審査会による審議の上、本学に帰属する知的財産の適切な維持・管理を行っている。</p> <p>また、特許権の活用促進のため、各種技術説明会等（※）を通じた本学の知的財産の周知、情報発信を行うとともに、2018年度からは技術移転機関（TLO）との連携による知的財産の活用促進のための技術移転契約を締結し、実施許諾に向けた取組みを強化している。</p> <p>※例年の主な出展実績：イノベーション・ジャパン、新技術説明会、ビジネスマッチ東北、ふくしまDX推進フェア、メディカルクリエーションふくしま、ロボット・航空宇宙フェスタ、ふくしまものづくり企業交流会など</p> <p>教員等に対する職務発明制度の周知等については、会津大学における特許権申請手続きについての概要版資料を作成・配布するとともに、特許庁から出向している教員の協力のもと、知的財産の学内教員向け研修会を実施するなど、知的財産の創出、保護、管理、活用に係る意識の啓発を図っている。</p> <p>2 環境の整備</p> <p>大学は特許権の譲渡を受けたとき又は特許申請を行った後に特許権を取得したときは、権利1件につき、2万円（教員等以外の者との共同発明の場合においては、2万円に大学の持分割合を乗じて得た額）の登録補償金を発明者（教員等）に支払っている。また、大学は取得した特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により収入を得たときは、毎年1年間の総収入のうち、特許出願及び維持に係る経費を控除した残余部分について、発明者（教員等）へ実施補償金を支払うものとしており、教員等が発明を生み出しやすい環境を整備している。</p> <p>■知的財産管理状況（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="400 1451 1193 1675"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願件数</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>審査請求件数</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>中間処理件数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>登録件数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>維持件数</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	出願件数	12	8	15	16	10	12	審査請求件数	2	6	11	11	9	9	中間処理件数	3	3	11	9	12	7	登録件数	4	4	4	13	10	10	維持件数	10	6	9	12	12	13
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度																																					
出願件数	12	8	15	16	10	12																																					
審査請求件数	2	6	11	11	9	9																																					
中間処理件数	3	3	11	9	12	7																																					
登録件数	4	4	4	13	10	10																																					
維持件数	10	6	9	12	12	13																																					
自己評価	<p>本学の知的財産権保有件数は2022年度末現在、特許権102件（成立済51件、審査中17件、出願中34件）、商標権6件、著作物5件である。本学の第3期中期計画において、特許出願件数は年間12件を成果目標としており、2017年度以降は年平均12件を達成しているところである。</p> <p>加えて、大学間競争力の源泉として知的財産を本学の事業活動の重要取組みに位置づけ、各種技術展示会への出展等における情報発信を行うことにより、実施許諾契約や共同研究等の実施に繋がっており、引き続き知的財産の積極的な有効活用を進めていきたい。</p>																																										
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産学イノベーションセンターホームページ「知的財産の取組み」 																																										

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

本学は、「創造性豊かな人材の育成」「国際社会への貢献」「密度の高い教育・研究」「地域特性を生かした特色ある教育・研究」「福島県の産業・文化への貢献」を建学の基本理念と定め、大学の目的である「深く専門の学芸を教授研究し、創造力豊かな国際的な人材を養成するとともに、学術文化の向上及び産業の発展に寄与すること」「国際的な環境の下で、コンピュータ理工学に関する専門的な学術の理論及びその応用手法を教授研究し、学識豊かな優れた研究者及び高度な専門的技術者を養成するとともに、国際的にも評価される学術文化の向上及び産業の発展に寄与すること」に努めている。

ここでは、本学の特色ある教育研究の取組みが、大学の理念や目的、3ポリシーと関連していることを示すため、5つの事例を取り上げる。

1つ目の事例は、「地域社会との連携・協働・地域貢献活動の推進について」である。本学の基本理念に「福島県の産業・文化への貢献」を掲げており、自治体や企業など多様な主体との連携を積極的に進めることにより、本学の専門性をいかした地域貢献に取り組んでいる。

2つ目の事例は、「東日本大震災等の復興創生支援に関する取組みについて」である。被災地に在する大学として、県内市町村や2023年度に新設されたF-REIを始めとした国・県の復興関連機関等と連携し、研究・技術開発や人材育成、ロボット産業の振興等に取り組む、福島県の復興・創生に貢献している。

3つ目の事例は、「宇宙情報科学分野に関する研究について」である。本学における宇宙情報科学分野は研究・教育ならびに産学連携・地域貢献活動が一体で行われており、本学の基本理念にも合致している。小惑星探査機はやぶさ2や小型月着陸実証機SLIM等のJAXA宇宙プロジェクトでは、本学の質の高い教育・研究成果を世界中に発信した。

4つ目の事例は「国際交流・海外研修等の取組みについて」である。本学は基本理念に「創造性豊かな人材の育成」「国際社会への貢献」を掲げ、開学時より海外に開かれた大学として、教員の教育研究の国際交流や教員および学生による異文化交流に努めてきた。2014年度に採択されたスーパーグローバル大学創成支援事業により、海外留学プログラムや研修プログラムの拡充に努め、プログラムの充実を図ってきた。

5つ目の事例は、「情報化社会を支える人材育成の取組み（パソコン甲子園）について」である。パソコン甲子園は、全国の高校生等が参加するICT分野の全国大会として昨年度21回目を迎えた歴史ある大会であり、本学に本選出場者が一堂に会して交流を深めることができる唯一の大会である。パソコン甲子園での経験を通して、高校生等のプログラミング能力やアプリ開発の知識・技術の向上を図っており、本取組みは将来のICT分野を担う人材の育成に大きく寄与している。

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	地域社会との連携、協働、地域貢献活動の推進について	45
2	東日本大震災等の復興創生支援に関する取組みについて	46
3	宇宙情報科学分野に関する研究について	47
4	国際交流・海外研修等の取組みについて	48
5	情報化社会を支える人材育成の取組み（パソコン甲子園）について	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	地域社会との連携、協働、地域貢献活動の推進について
取組の概要	<p>本学では、経済産業省の「地域オープンイノベーション拠点（地域貢献型）」にも認定（2020年12月）されている産学イノベーションセンター（UBIC）及び復興創生支援センター（RACS）が大学と企業、地域と連携して研究、さらには課題解決を進めていくための産学官連携の拠点を担い、イノベーションの創出、産業の振興・発展を目指して、社会貢献活動の幅を拡大するとともに、地域オープンイノベーション拠点としての取組みを進めている。</p>
取組の成果	<p>1 産学イノベーションセンター（前身：マルチメディアセンター1993年開設） 地域や企業に開かれた総合窓口として、企業等との共同研究をはじめ、大学の研究や特許の紹介、大学発ベンチャーや起業家の育成などのスタートアップ支援を行うとともに、企業等の技術相談や経営相談に応じながら、企業と大学研究者とのコーディネートを行い、産業創出・地域活性化のための活動を進めている。</p> <p>2 復興創生支援センター（前身：復興支援センター） 2013年、震災後の復興支援を目的に復興支援センター（現：復興創生支援センター）が設立され、2015年度に開所された先端ICTラボ（LICTiA）を拠点として活動している。センターでは福島県の復興に貢献するとともに、先進的なICT研究を行い、ICTを活用した新たなICT産業と雇用の創出を目指して、各種プロジェクトの取組みを進めている。</p> <p>3 産学官連携の推進 本学では、近年多様化、複雑化するさまざまな社会課題を解決するため、課題解決型の社会貢献を進めるための仕組みとして、2013年度より会津オープンイノベーション会議（AOI会議）を開催している。ニューベースの産学連携活動を展開する1つの手法として、課題の発掘から解決策の提示まで、シームレスな対応を進めており、コロナ禍においてもオンライン会議を活用するなどの対応により活動のペースを維持し、毎年300回以上の開催実績がある。地域の企業等と連携して、教員の知識や研究成果を、社会実装につなげるための取組みを積極的に進め、2013年4月には産学官連携組織として「会津産学コンソーシアム」を設立し、地元ICT関連企業等と連携・協力しながら、産学官連携を推進する体制を構築している。</p> <p>自治体、企業等のニーズに応じたICTを活用した課題解決に向けた連携事業の実施及び連携協定の締結により産学官連携を推進し、産業創出・地域の活性化に寄与している。特に、2022年4月には地元の会津若松市及びICT関連企業等のAICTコンソーシアムと基本協定を締結し、連携・協力してスマートシティ会津若松を推進しており、各分野での共同研究等やデジタル田園都市国家構想推進交付金事業に参画し、複数プロジェクトに取り組んでいる。</p> <p>2015年度以降、福島県の事業として先端ICT技術によるロボットの研究開発を実施。産学官連携として民間15社、約200人の技術者が参加し、ロボットソフトウェア開発のコミュニティとしては日本最大である。人材育成「復興知事業」では、浜通りの高校生中心にロボット・プログラミング研修も実施（2023年度は受講者延べ400人）。福島国際研究教育機構（F-REI）の本研究にも採択され、福島イノベーション・コースト構想の実現に貢献するとともに、福島県の復興・創生に寄与している。</p> <p>2017年度以降、女性IT人材育成・就職応援事業として「女性のためのITキャリアアップ塾（前身：女性プログラマ育成塾）」を開催しており、IT基礎・ウェブデザイン基礎コース及びプログラマ基礎コース合わせて例年、100名以上の受講、50名以上の就労に繋がっている。</p> <p>2022年度にスタートした会津地方振興局及び会津管内13市町村と連携した会津DX日新館プロジェクトで10テーマの調査研究を実施し、ICTを活用した地域課題解決に向けた取組みを行っている。</p> <p>2023年度には経済産業省の産学連携推進事業費補助金（地域の中核大学等のインキュベーション・産学融合拠点の整備（大学等向け））を活用し、UBICの施設改修を行い、今後のデジタルイノベーション（ICT+OI）の中核拠点として、地域発の新産業ならびにスタートアップ創出を加速することを目的に、最先端ICTを活用したオープンイノベーション環境を再整備している。</p>
自己評価	<p>本学の基本理念に「福島県の産業・文化への貢献」を掲げ、地域振興・社会貢献活動の推進に取り組んでおり、多くの相談や協力・連携の実績に加え、自治体や地域産業との交流も活発である。</p> <p>引き続き、地元企業等とともに研究・技術を核とした新産業の創出を目指すための取組みを積極的に推進していく。</p>
関連資料	<p>・ 産学イノベーションセンターホームページ ・ 先端ICTラボ（LICTiA）ホームページ</p>

タイトル (No. 2)	東日本大震災等の復興創生支援に関する取組みについて																												
取組の概要	<p>本学では、専門分野である情報通信技術（ICT）を活用した各種プロジェクトを展開することにより、新産業の創出、県内への ICT 関連企業の集積による雇用拡大を図り、東日本大震災等からの福島県の確実な復興を支援するため、2013 年 3 月に復興支援センターを設置した。</p> <p>その後、国や県における復興から復興・創生への位相の遷移を受け、特に浜通りの産業振興、人材育成の推進のため、2023 年 7 月に「復興創生支援センター」と改組して体制の強化を図った。</p>																												
取組の成果	<p>1 会津大学ロボットテストフィールド研究センターの開所</p> <p>2019 年 9 月 1 日、福島県が整備し、(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構（イノベ機構）が管理運営するロボットテストフィールド（RTF）に当該センターを開所した。現在は、RTF の研究棟研究室に教員 1 名と事務職員 3 名を駐在させ、RTF を活用したロボットの研究開発を行っている。</p> <p>南相馬市の企業からの相談対応、RTF 入居企業や南相馬市進出企業との連携など産学連携に取り組む他、ロボテスフェスタ、ロボテス縁日、Out of KidZania in ふくしま相双、相馬市子ども科学フェスティバルなど、浜通りを拠点とする団体や市町村が開催するイベントに積極的に出展するなど、浜通り地域のロボット関連産業の振興を図っている。</p> <p>2 復興知事業の実施</p> <p>イノベ機構からの補助金を受領して 2018 年度から実施している復興知事業では、連携協定を結んでいる南相馬市を中心に、大学の有するロボット及びロボットに関連する ICT の知見を活用し、高校生等を対象として、浜通り地方のロボット産業の創生・発展に必要な人材の育成を行っている。また、市や企業（地元企業及び RTF 入居企業などの新規立地企業）、高等学校等の教育機関と連携して事業を実施することで、当地におけるロボット産業振興の基盤となる産学官連携体制の強化を図っている。なお、事業については、RTF を活用して実施することで、RTF を中心としたロボット産業の振興にも寄与している。</p> <p>【年度ごとの参加生徒延べ人数と開催延べ日数】</p> <table border="1" data-bbox="292 1182 1401 1344"> <thead> <tr> <th></th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生徒</td> <td>58</td> <td>148</td> <td>166</td> <td>252</td> <td>222</td> <td>552</td> </tr> <tr> <td>対象学校数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>7</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>23</td> <td>25</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 福島国際研究教育機構（F-REI）との研究委託契約</p> <p>福島復興再生特別措置法に基づき 2023 年 4 月 1 日に設立された F-REI とも、研究委託契約等により連携している。</p> <p>2022 年度の先行研究分については「クラウドロボティクス」をメインテーマに経済産業省と研究委託契約を締結した。2023 年度は F-REI の公募事業に本学が採択され、ロボットスマートプログラミング環境の構築やその環境の教育展開をテーマに、F-REI と研究委託契約を締結した。毎年度内容等の審査はあるものの、基本的には 2029 年度まで継続実施予定で、長期的に連携して研究を実施していく。</p> <p>今後とも研究委託契約をはじめとした連携を継続し、福島県及び日本の復興に寄与していく。</p>		2018	2019	2020	2021	2022	2023	生徒	58	148	166	252	222	552	対象学校数	3	4	4	4	4	6	日数	7	13	13	23	25	38
	2018	2019	2020	2021	2022	2023																							
生徒	58	148	166	252	222	552																							
対象学校数	3	4	4	4	4	6																							
日数	7	13	13	23	25	38																							
自己評価	<p>被災地に存する大学として、専門分野である情報通信技術（ICT）を活用した各種プロジェクトを展開することにより、東日本大震災等からの福島県の復興に寄与している。</p> <p>2023 年度に新設された F-REI とも研究委託契約をはじめとした連携を深めており、引き続き特に浜通りの産業振興、人材育成の推進に貢献していきたい。</p>																												
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興創生支援センターホームページ ・ 会津大学ロボットテストフィールド研究センターホームページ 																												

タイトル (No. 3)	宇宙情報科学分野に関する研究について
取組の概要	<p>本学における宇宙情報科学分野は研究のみならず教育ならびに産学連携・地域貢献活動が一体で行われてきたことが特筆される。小惑星探査機はやぶさ2や小型月着陸実証機 SLIM 等の JAXA 宇宙プロジェクト成果で会津大学のクレジットが入った画像が国内外に配信された。本学教員・学生が主著者・共著者となった Nature/Science 級の論文成果として世に出た。文部科学省の共同利用・共同研究拠点に認定されて地元 ICT 企業と連携した公募型共同研究課題を実施した。国内外学术界・産業界に対して本学の存在感を示し、複数の大型外部資金で大学・大学院教育とも連携している。</p>
取組の成果	<p>1 月惑星探査アーカイブサイエンス拠点 基礎研究としてデータキュレーションとソフトウェア開発及び光学機器開発を行ってきた。それらをベースに宇宙プロジェクトに参加して研究業績を挙げ、JAXA・国立天文台と連携協定を締結し、令和元年度に文部科学省共同利用・共同研究拠点「月惑星探査アーカイブサイエンス拠点」に認定された。宇宙プロジェクトを推進する JAXA との相補的役割を果たした。複数の大型外部資金を得て、宇宙情報科学分野の研究・教育・産学連携地域貢献を推進した。</p> <p>2 JAXA 宇宙プロジェクト 本学教員と学生が参画してきた JAXA 宇宙プロジェクトには、小惑星探査機はやぶさ2、小型月着陸実証機 SLIM、国際宇宙ステーション搭載たんぼぼプロジェクト、二重小惑星探査計画 Hera、火星衛星探査計画 MMX などがある。観測データが得られたはやぶさ2が主であるが、本学教員・学生が主著者・共著者である 2018.4-2024.3 のメジャージャーナル掲載件数は 94 本を数える。小惑星探査機はやぶさ2搭載観測機器すべてに教員と学生が参加している機関は会津大学だけであり、複数の福島県内企業と共にその成功を支えた。SLIM 月軟着陸成功では、世界初の傾斜地かつ 50m 精度のピンポイント航法誘導で実現し、これにも本学教員と学生が参加している。いずれも会津大学クレジットの入った画像が全世界に配信され、Nature/Science といったトップジャーナルの論文の主著者や共著者に本学教員・学生が名を連ねるなど、大学のプレゼンスを世界内外に強くアピールした。</p> <p>3 教育事業 外部資金を得ての教育事業は、文部科学省の宇宙航空科学技術推進委託費が 2017（平成 29）年度と 2023（令和 4）年度に採択され、最初の「宇宙リモートセンシングデータを利活用した課題解決型 ICT 学習の実践」が上記の拠点認定の良い助走台となった。ふたつめの「月火星箱庭教育プログラムによる宇宙情報系人材の育成基盤構築」と共に、課題解決型学習科目を学部と大学院で 2 つずつ実施している。また大学院では宇宙情報科学分野のコア科目も 3 つ開講している。これらを通じて着実な教育を行ってきた。</p> <p>4 共同利用・共同研究拠点 共同利用・共同研究拠点は産学連携で地元企業とタイアップしてソフトウェア開発等を行う公募型共同研究が特色であり、会津若松市奨学寄附金と国の補助金を原資としてセンター発足の 2019 年から 2023 年度まで合計 41 件が採択されている。産学連携課題を含む採択課題が毎年 2-3 件含まれており、地元 ICT 企業と連携した活動を行なっている。</p> <p>5 その他 リモートセンシング技術を活かして、3 人の教員が気象庁噴火予知連絡会衛星データ解析ワーキンググループに加わり、福島県内の火山活動や地殻変動を干渉 SAR 解析で地域貢献も行なっている。</p>
自己評価	<p>宇宙情報科学分野の取組みは、本学の研究のみならず教育・産学連携活動を国内外にアピールする大きな材料として寄与している。宇宙情報科学分野は、ローテクからハイテクまで裾野が広い航空宇宙産業と親和性が高く、米国が産学連携で主導する有人月開発プログラム「アルテミス計画」を念頭に 10 年で 1 兆円の国費を投じることを宣言した日本政府の動きの受け皿の一つとしても期待できる。そうした動きに積極的に参画できるだけのレベルに達していると評価している。また、福島県内の初等中等教育において良い刺激になるトピックであり、良い長期的フィードバックになると考える。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇宙情報科学研究センター(Arc-Space)ホームページ ・ 会津大学宇宙情報科学研究センターホームページ、トピックス・組織図・運営委員構成など

タイトル (No. 4)	国際交流・海外研修等の取組みについて
取組の概要	<p>本学は、建学の理念の柱に国際化を掲げており、国際公募による教員の採用、共同研究等で培った海外との繋がりなど、教育や研究交流で多くの国際化施策を実施してきた。海外との教育・研究交流協定を拡充し、本学の大学院への受入、教員による国際会議への参加や主催、学部生の相互交流を活発に促進したことにより、本学の留学経験者、留学生、旧客員研究員や旧教員は、国内外の多くの地域で活躍しており、大学や地域にとっての大きな財産となっている。</p>
取組の成果	<p>本学の強みである英語による ICT 専門教育などを活かし、学生の派遣受入を推進すると同時に、地域（自治体や小中高校などの教育機関等）や学内での国際交流を通して異文化や多様性の重要性についての認識を高めることができた。このような経験を通して培われた本学の優秀な学生に対し、海外での留学やインターンシップ等の教育研究の機会を段階的に積極的に提供することにより、国際的に活躍する人材を輩出することができた。</p> <p>1 海外短期・中期留学プログラム</p> <p>学生の目的に合わせて、短期・中期プログラムを展開してきた。短期プログラムでは、米国のローズハルマン工科大学（RHIT）やニュージーランドのワイカト大学への春季短期留学プログラム（3 週間）に加え、大連東軟信息学院から夏季の中国語研修プログラムを実施し、語学力の向上や異文化理解を深める機会を提供してきた。また、中期プログラムでは、ドイツの理工系大学への派遣先を拡充し、専門分野や学びの多様性を高めることができた。このことにより、学生が段階的に国際交流、留学やインターンシップに参加することが可能となった。</p> <p>2 海外インターンシッププログラム</p> <p>2015 年度に、米国シリコンバレーに会津大学シリコンバレーオフィスを開設し、研修プログラムの活動拠点として運用を開始した。2018 年度には、中国の深セン、大連に教育交流拠点を設置した。また、国内外の企業から協賛を受け、学生の海外派遣の助成金や受入先が多様化された。プログラム内容も、海外拠点を利用した「研修」型から、海外協定校および受入企業での「実践」型へと発展している。</p> <p>3 留学生受入</p> <p>ICTG 全英語コースの構築およびデュアルディグリープログラム（DDP）、グローバル 3+2 プログラムなど協定大学との教育研究連携プログラムを通じて優秀な学生を確保する努力を行った結果、オンラインを利用した海外留学フェアへの継続的な参加が本学の認知度向上につながった。これにより、2023 年度には外国人留学生の全学生数に対する割合が 14.3%（196 人/1,373 人）に達し、過去最大となっている。</p> <p>4 学内及び地域との国際交流活動</p> <p>コロナ以前は、学内における交流ラウンジの利用、イベント参加学生の延べ数は年間 790 名程度、学外での交流イベント参加学生数は 120 名程度ほどであった。しかしながら、学内での活動に参加する学生の延べ数はオンラインツールの活用により、2022 年度に 622 名に回復するなど英語向上、異文化理解の学びの機会を継続することができた。また、本学教員が国内外で開催される国際会議等への参加や主催を通じて研究成果の認知向上に大きく貢献している。これらの活動を支援するため、費用助成を行った。特に、コロナ禍における水際対策を契機として、学内での開催およびオンラインでのハイブリッド形式の会議が確立された。これにより、世界トップクラスの研究者との連携が強化され、本学の特色や研究成果、そして福島の魅力が国際的に認知されるようになり、新たな協定大学や学生交流の機会の創出にもつながった。</p>
自己評価	<p>留学・海外研修等のプログラムをはじめとした各種取組みとも、内容の見直し・改善を重ね、多様化の促進が図られたことは評価できる。また、2018 年度末から 2021 年度の間は、コロナの影響により実際に学生を海外に派遣できなかったにも関わらず、オンライン技術を駆使し、実際の派遣体験に近いプログラムを提供してきたことにより、平時においてもオンラインツールを活用し、学生が海外の協定校の学生と共修および交流を促進させる環境が整ったことは高く評価できる。コロナ禍後の円安の影響により、学生負担が高く参加学生数は伸び悩んだものの、コロナ以前の数値をキープできたことは評価できると考える。</p>
関連資料	<p>・ 会津大学国際戦略の指針 ・ 公立大学法人会津大学第 4 期中期目標・中期計画</p>

タイトル (No. 5)	情報化社会を支える人材育成の取組み（パソコン甲子園）について																																																																																																																																				
取組の概要	<p>コンピュータ理工学専門の大学である本学では、毎年全国高等学校パソコンコンクール（パソコン甲子園）を開催している。パソコン甲子園は、全国の高校生及び高等専門学校生等が情報処理技術における優れたアイデアと表現力、プログラミング技術等を競い合う大会であり、競技を通して、現代的な情報処理に関わる生徒のスキルアップを図り、情報化社会を支える人材の裾野を広げることを目的としている。さらに、本学の教職員と学生が協働して運営・開催することで、学生の主体性や積極性を喚起するとともに、大会参加者を含めた交流によって、互いに新たな気づきを得る「学び合いの場」ともなっている。</p>																																																																																																																																				
取組の成果	<p>1 全国高等学校パソコンコンクール（パソコン甲子園）</p> <p>パソコン甲子園は、会津大学、福島県及び全国高等学校パソコンコンクール実行委員会の主催で、2003年（平成15年）から本学で開催し、2023大会で第21回を迎えた歴史ある大会である。</p> <p>毎年全国から多くの高校生等が参加する、プログラミングを中心としたICT分野の全国大会であり、時代に合わせて部門の新設や改編を行い、2023大会はプログラミング部門・モバイル部門・いちまいの絵CG部門を開催した。プログラミング部門の上位入賞者の中には国際情報オリンピックの金メダリストも多数存在するなど、非常にレベルの高い大会となっている。予選は毎年夏に、本選は毎年秋に開催しており、大会の結果は、新聞やテレビ等の各種メディアにも多く取り上げられている。</p> <div style="text-align: center;"> <p>参加者数の推移</p> <table border="1"> <caption>参加者数の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>プログラミング部門</th> <th>デジタルコンテンツ部門</th> <th>モバイル部門</th> <th>いちまいの絵CG部門</th> <th>参加者合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2003</td><td>484</td><td>175</td><td>0</td><td>0</td><td>659</td></tr> <tr><td>2004</td><td>500</td><td>250</td><td>0</td><td>0</td><td>750</td></tr> <tr><td>2005</td><td>520</td><td>254</td><td>0</td><td>0</td><td>774</td></tr> <tr><td>2006</td><td>604</td><td>326</td><td>0</td><td>0</td><td>930</td></tr> <tr><td>2007</td><td>646</td><td>230</td><td>0</td><td>0</td><td>876</td></tr> <tr><td>2008</td><td>716</td><td>183</td><td>0</td><td>0</td><td>899</td></tr> <tr><td>2009</td><td>758</td><td>172</td><td>0</td><td>0</td><td>930</td></tr> <tr><td>2010</td><td>848</td><td>140</td><td>0</td><td>0</td><td>988</td></tr> <tr><td>2011</td><td>1,058</td><td>103</td><td>0</td><td>0</td><td>1,161</td></tr> <tr><td>2012</td><td>1,112</td><td>112</td><td>0</td><td>0</td><td>1,224</td></tr> <tr><td>2013</td><td>1,240</td><td>220</td><td>0</td><td>0</td><td>1,460</td></tr> <tr><td>2014</td><td>1,268</td><td>631</td><td>0</td><td>0</td><td>1,899</td></tr> <tr><td>2015</td><td>1,268</td><td>631</td><td>0</td><td>0</td><td>1,899</td></tr> <tr><td>2016</td><td>1,268</td><td>631</td><td>0</td><td>0</td><td>1,899</td></tr> <tr><td>2017</td><td>1,268</td><td>631</td><td>0</td><td>0</td><td>1,899</td></tr> <tr><td>2018</td><td>1,268</td><td>631</td><td>0</td><td>0</td><td>1,899</td></tr> <tr><td>2019</td><td>1,268</td><td>631</td><td>0</td><td>0</td><td>1,899</td></tr> <tr><td>2020</td><td>1,268</td><td>631</td><td>0</td><td>0</td><td>1,899</td></tr> <tr><td>2021</td><td>1,268</td><td>631</td><td>0</td><td>0</td><td>1,899</td></tr> <tr><td>2022</td><td>1,268</td><td>631</td><td>0</td><td>0</td><td>1,899</td></tr> <tr><td>2023</td><td>1,268</td><td>631</td><td>0</td><td>0</td><td>1,899</td></tr> </tbody> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・2023大会の参加者数は1,382名 ・累計の参加者数は31,356名 ・北海道から沖縄まで全国の高校生等が参加 ・プログラミング部門における本選出場者又は予選成績優秀者証を授与された者は、本学の学校推薦型選抜の出願資格が付与される <p>2 組織的な取組み</p> <p>実行委員会は、副会長である学長を中心に、本学が事務局を担っている（会長は福島県副知事）。</p> <p>学内組織としては、全国高等学校パソコンコンクール運営委員会（委員長：学長、委員：大学担当次長及び教員）が競技運営やプログラミング部門の作題を行っており、中でもプログラミング部門の作題においては、質の高いトップレベルの問題を作成するため、高い専門性を持つ教員5名による専門のワーキンググループが新たな問題を作り続けている。</p> <p>3 これまでの成果</p> <p>本学は、パソコン甲子園による長年のICT人材育成の取組みが評価され、2019年9月、公益社団法人日本工学教育協会の第23回（2018年度）工学教育賞で最上位となる「文部科学大臣賞」を受賞。</p> <p>コロナ禍においてもオンラインで開催することにより大会を継続し、高校生等のプログラミング能力の向上の機会を提供してきた。</p> <p>都道府県カバー率は100%（これまでに47都道府県の高校等から参加）であり、プログラミング能力を競う場として高校生等の中で広く認知されているほか、本学の認知にも大きく寄与している。</p> <p>これまでパソコン甲子園経験者198名（2024年4月現在）が本学へ入学し、入学後にはICPC国際大学対抗プログラミングコンテストへの参加のほか、パソコン甲子園の問題のテスターやモバイルアプリ開発のチューターとして活躍している。</p>	年	プログラミング部門	デジタルコンテンツ部門	モバイル部門	いちまいの絵CG部門	参加者合計	2003	484	175	0	0	659	2004	500	250	0	0	750	2005	520	254	0	0	774	2006	604	326	0	0	930	2007	646	230	0	0	876	2008	716	183	0	0	899	2009	758	172	0	0	930	2010	848	140	0	0	988	2011	1,058	103	0	0	1,161	2012	1,112	112	0	0	1,224	2013	1,240	220	0	0	1,460	2014	1,268	631	0	0	1,899	2015	1,268	631	0	0	1,899	2016	1,268	631	0	0	1,899	2017	1,268	631	0	0	1,899	2018	1,268	631	0	0	1,899	2019	1,268	631	0	0	1,899	2020	1,268	631	0	0	1,899	2021	1,268	631	0	0	1,899	2022	1,268	631	0	0	1,899	2023	1,268	631	0	0	1,899
年	プログラミング部門	デジタルコンテンツ部門	モバイル部門	いちまいの絵CG部門	参加者合計																																																																																																																																
2003	484	175	0	0	659																																																																																																																																
2004	500	250	0	0	750																																																																																																																																
2005	520	254	0	0	774																																																																																																																																
2006	604	326	0	0	930																																																																																																																																
2007	646	230	0	0	876																																																																																																																																
2008	716	183	0	0	899																																																																																																																																
2009	758	172	0	0	930																																																																																																																																
2010	848	140	0	0	988																																																																																																																																
2011	1,058	103	0	0	1,161																																																																																																																																
2012	1,112	112	0	0	1,224																																																																																																																																
2013	1,240	220	0	0	1,460																																																																																																																																
2014	1,268	631	0	0	1,899																																																																																																																																
2015	1,268	631	0	0	1,899																																																																																																																																
2016	1,268	631	0	0	1,899																																																																																																																																
2017	1,268	631	0	0	1,899																																																																																																																																
2018	1,268	631	0	0	1,899																																																																																																																																
2019	1,268	631	0	0	1,899																																																																																																																																
2020	1,268	631	0	0	1,899																																																																																																																																
2021	1,268	631	0	0	1,899																																																																																																																																
2022	1,268	631	0	0	1,899																																																																																																																																
2023	1,268	631	0	0	1,899																																																																																																																																
自己評価	<p>パソコン甲子園は、全国の高校生等が参加するICT分野の全国大会として着実に定着し、会場となる本学に本選出場者が一堂に会して交流を深めることができる唯一の大会である。パソコン甲子園での経験を通して、高校生等のプログラミング能力やアプリ開発の知識・技術の向上を図っており、本取組みは将来のICT分野を担う人材の育成に大きく寄与していると判断できる。</p> <p>また、情報オリンピック日本委員会と共催でプログラミング初・中級者向けの講習会を開催するなど、人材の裾野を広げる活動にも取り組んでおり、引き続き、人材の育成を推進していく。</p>																																																																																																																																				
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン甲子園ホームページ 																																																																																																																																				

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和6年5月1日現在)

事項		記 入		備 考															
大学の名称		会津大学																	
学校の所在地		福島県会津若松市一箕町鶴賀字上居合90番地																	
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地		備考														
	コンピュータ理工学部 コンピュータ理工学科	1993年4月1日	福島県会津若松市一箕町鶴賀字上居合90番地																
	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地		備考														
	コンピュータ理工学研究科 コンピュータ・情報システム学専攻 情報技術。プロジェクトマネジメント専攻	1997年4月1日 1999年4月1日	福島県会津若松市一箕町鶴賀字上居合90番地																
	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地		備考														
別科等	開設年月日	所在地		備考															
学生募集停止中の学部・研究科等		—																	
教員組織	学部・学科等の名称	専任教員等										備考							
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数								
	コンピュータ理工学科	31人	76人	0人	2人	109人	20人	10人	1人	8人	10.4人	1134人÷109人							
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	15人	8人	—	—	—								
	計	31人	76人	0人	2人	109人	35人	18人	1人	8人	—								
	学部・学科等の名称	専任教員等										備考							
		教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数		基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員
	—	人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人
	—	人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	—	—	—
	計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員										備考						
			研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員							
		コンピュータ情報システム学専攻(前期)	38人	15人	33人	71人	19人	12人	3人	22人	人	人							
		コンピュータ情報システム学専攻(後期)	38人	15人	33人	71人	8人	6人	3人	11人	人	人							
情報技術・プロジェクトマネジメント専攻	10人	5人	人	10人	7人	5人	3人	10人	人	人									
計	86人	35人	66人	152人	34人	23人	9人	43人	0人	0人									
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員										備考							
		専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員								
—	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人									
—	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人									
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人									
施設・設備等	校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考											
		校舎敷地面積	—	114,721 m ²	m ²	m ²	114,721 m ²												
		運動場用地	—	32,927 m ²	m ²	m ²	32,927 m ²												
		校地面積計	m ²	147,648 m ²	0 m ²	0 m ²	147,648 m ²												
	その他	—	42,001 m ²	m ²	m ²	42,001 m ²													
	校舎面積計	m ²	38,557 m ²	m ²	m ²	38,557 m ²													
	校舎	学部・研究科等の名称	室数																
		コンピュータ理工学科	183室																
		研究室																	
		教室等施設	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設												
	研究棟	15室	室	27室	6室	4室													
	講義棟	11室	室	室	4室	室													
図書館等の名称	面積	閲覧座席数																	
情報センター附属図書館	2,446 m ²	181席																	
図書館	m ²	席																	
図書館・図書資料等	図書(うち外国書)	学術雑誌(うち外国書)	電子ジャーナル(うち国外)																
情報センター附属図書館	128,752 [68,289] 冊	1,441 [832] 種	369 [336] 種																
	[] 冊	[] 種	[] 種																
	[] 冊	[] 種	[] 種																
計	128,752 [68,289] 冊	1,441 [832] 種	369 [336] 種																
体育館	面積																		
	〇〇キャンパス	m ²																	
	△△キャンパス	m ²																	

【注】

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「○○キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（○○）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「－」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「○○学部○○専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「－」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員の数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設的面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】(大学(専門職大学含む)用)様式2(令和6年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2020(R2)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度	2024(R6)年度	入学定員に対する平均比率	備考	
コンピュータ理工学部	コンピュータ	志願者数	1,267	1,147	1,094	825	851	105%	※在籍学生数は全年度5月1日現在の数	
		合格者数	270	279	278	280	268			
		入学者数(A)	242	248	254	255	258			
		入学定員(B)	240	240	240	240	240			
		入学定員充足率(A/B)	101%	103%	106%	106%	108%			
		在籍学生数(C)	1,077	1,078	1,085	1,099	1,134			
		収容定員(D)	960	960	960	960	960			
	収容定員充足率(G/D)	112%	112%	113%	114%	118%				
	×学科	志願者数								
		合格者数								
		入学者数(E)								
		入学定員(F)								
		入学定員充足率(E/F)								
		在籍学生数(G)								
収容定員(H)										
収容定員充足率(G/H)										
コンピュータ理工学部合計		志願者数	1,267	1,147	1,094	825	851	105%		
		合格者数	270	279	278	280	268			
		入学者数(I)	242	248	254	255	258			
		入学定員(J)	240	240	240	240	240			
		入学定員充足率(I/J)	101%	103%	106%	106%	108%			
		在籍学生数(K)	1,077	1,078	1,085	1,099	1,134			
		収容定員(L)	960	960	960	960	960			
		収容定員充足率(K/L)	112%	112%	113%	114%	118%			

研究科名	専攻名	項目	2020(R2)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度	2024(R6)年度	入学定員に対する平均比率	備考
コンピュータ理工学研究科(博士前期課程)	コンピュータ専攻	志願者数	77	89	122	96	66	81%	※2024(R6年度)は秋入学の(志願者・合格者・入学者)を含まない ※在籍学生数は全年度5月1日現在の数
		合格者数	75	85	117	91	64		
		入学者数(A)	68	77	113	86	59		
		入学定員(B)	100	100	100	100	100		
		入学定員充足率(A/B)	68%	77%	113%	86%	59%		
		在籍学生数(C)	143	151	184	192	174		
		収容定員(D)	200	200	200	200	200		
	収容定員充足率(G/D)	72%	76%	92%	96%	87%			
	情報技術・システム専攻	志願者数	1	2	3	9	4	17%	
		合格者数	1	2	3	9	4		
		入学者数(E)	1	2	2	9	3		
		入学定員(F)	20	20	20	20	20		
		入学定員充足率(E/F)	5%	10%	10%	45%	15%		
		在籍学生数(G)	3	4	4	13	13		
収容定員(H)		40	40	40	40	40			
収容定員充足率(G/H)	8%	10%	10%	33%	33%				
コンピュータ理工学研究科(博士前期課程)		志願者数	78	91	125	105	70	70%	
		合格者数	76	87	120	100	68		
		入学者数(I)	69	79	115	95	62		
		入学定員(J)	120	120	120	120	120		
		入学定員充足率(I/J)	58%	66%	96%	79%	52%		
		在籍学生数(K)	146	155	188	205	187		
		収容定員(L)	240	240	240	240	240		
		収容定員充足率(K/L)	61%	65%	78%	85%	78%		

研究科名	専攻名	項目	2020(R2)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度	2024(R6)年度	入学定員に対する平均比率	備考	
コンピュータ理工学研究科(博士後期課程)	コンピュータ専攻	志願者数	23	28	13	13	12	158%	※2024(R6年度)は秋入学の(志願者・合格者・入学者)を含まない ※在籍学生数は全年度5月1日現在の数	
		合格者数	23	28	13	13	12			
		入学者数(A)	19	28	10	12	10			
		入学定員(B)	10	10	10	10	10			
		入学定員充足率(A/B)	190%	280%	100%	120%	100%			
		在籍学生数(C)	46	64	71	67	63			
		収容定員(D)	30	30	30	30	30			
	収容定員充足率(G/D)	153%	213%	237%	223%	210%				
	×専攻	志願者数								
		合格者数								
		入学者数(E)								
		入学定員(F)								
		入学定員充足率(E/F)								
		在籍学生数(G)								
収容定員(H)										
収容定員充足率(G/H)										
コンピュータ理工学研究科(博士後期課程)		志願者数	23	28	13	13	12	158%		
		合格者数	23	28	13	13	12			
		入学者数(I)	19	28	10	12	10			
		入学定員(J)	10	10	10	10	10			
		入学定員充足率(I/J)	190%	280%	100%	120%	100%			
		在籍学生数(K)	46	64	71	67	63			
		収容定員(L)	30	30	30	30	30			
		収容定員充足率(K/L)	153%	213%	237%	223%	210%			

<編入学>

学部名	学科名	項目	2020(R2)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度	2024(R6)年度	備考
コンピュータ理工学部	コンピュータ	入学者数(2年次)	3	1	1	3	1	
		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	1	0	0	0	2	
		入学者数(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
	×学科	入学者数(2年次)						
		入学者数(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学者数(4年次)						
コンピュータ理工学部合計		入学者数(2年次)	3	1	1	3	1	
		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	1	0	0	0	2	
		入学者数(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	

【注】

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部、学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合とってください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>)の表ではない方の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。